

第5期 砂川市障害福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

砂川市 社会福祉課

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨と目的	1
2	計画の位置付けと法的根拠	2
3	計画の策定体制と経過等	3
第2章	障がいのある人及びサービス提供体制の現状	4
1	障がいのある人の現状	4
2	計画の達成状況	11
3	主なサービス提供基盤の整備状況	15
第3章	第5期計画推進のための基本的事項	17
1	計画の基本理念（平成32年度に向けての目指す方向）	17
2	計画推進の基本方針	18
3	平成32年度の成果目標	20
第4章	サービスの見込量と確保の方策	25
1	障害福祉サービス	25
2	障害児通所支援サービス	28
3	地域生活支援事業	29
第5章	計画の推進体制	31
1	計画の推進主体	31
2	地域への広報及び啓発活動	31
3	計画の管理	31
	<用語説明>	35
	資料 砂川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査の概要	45

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中、障がい者福祉へのニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある人が、地域で安心して生活することができるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らす地域共生社会の実現が求められています。

国では、平成25年4月に「障害者自立支援法」を改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障がいのある人の範囲の見直しや支援の拡充が図られ、さらに、平成30年4月に施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」においては、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関するなお一層の支援及び障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、併せて、都道府県・市町村に対して障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられたところです。

本市においては、平成27年3月に策定した「第4期砂川市障害福祉計画」に基づいて、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保、整備に取り組んできましたが、このたび、平成29年度をもってこの計画期間が終了することから、国・道の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、また児童福祉法改正により新たに義務付けられた障害児福祉計画と一体化し、平成32年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量等を定めた「第5期砂川市障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）に「第1期砂川市障害児福祉計画」を包含する形で策定するものです。

(2) 計画の目的

本計画は、今後必要となる障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、国の基本指針、道の計画作成指針に基づき、平成32年度における目標値の設定、各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援サービス、地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策、その他必要な事項を定めます。

2 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期的な計画として策定した「第3次砂川市障害者福祉計画」（計画期間：平成25～34年度）の実施計画として位置付けられ、障害福祉サービス等の必要量と提供体制確保に関して定めた3年間の計画となります。

なお、市政運営の最上位計画である「砂川市第6期総合計画」（計画期間：平成23～32年度）との整合性についても考慮しながら策定するものです。

(2) 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間として策定します。なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(3) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」

及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

3 計画の策定体制と経過等

(1) 計画の策定体制

平成23年度に設立した砂川市障害者地域自立支援協議会を公募委員2名を加えた中で開催し、本計画策定について、関係者の幅広い意見を反映させています。

(2) 経過

障害福祉サービス等の必要量を見込むためには、これまでのサービスの利用実態をもとに、市内における障がいのある人の実情、ニーズを的確に把握する必要があるため、障害福祉サービスを利用している方、障害者手帳を所持している方等を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の参考としました。

	内 容
平成30年 1月26日	第1回砂川市障害者地域自立支援協議会
平成30年 2月 1日 ～ 2月21日	障害福祉サービス利用者等へのアンケート調査
平成30年 3月12日	第2回砂川市障害者地域自立支援協議会
平成30年 3月27日	第3回砂川市障害者地域自立支援協議会
平成30年 3月31日	決定

第2章 障がいのある人及びサービス提供体制の現状

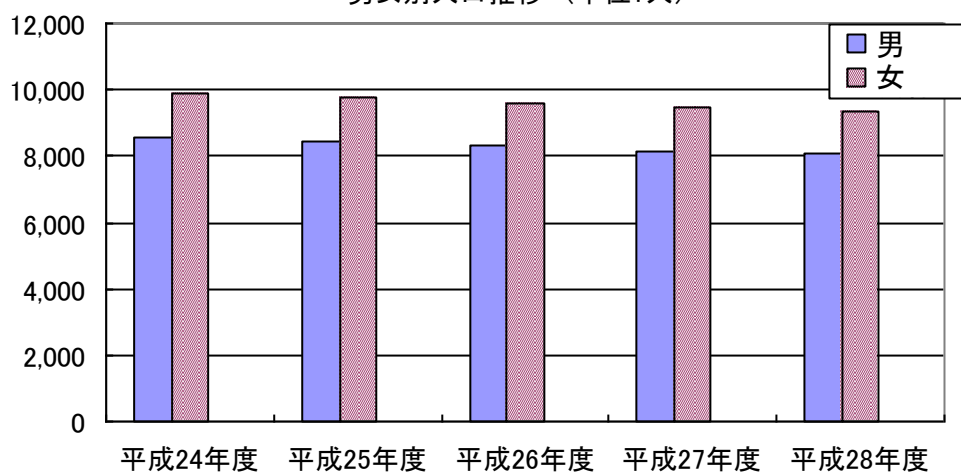
1 障がいのある人の現状

(1) 砂川市の人口推移

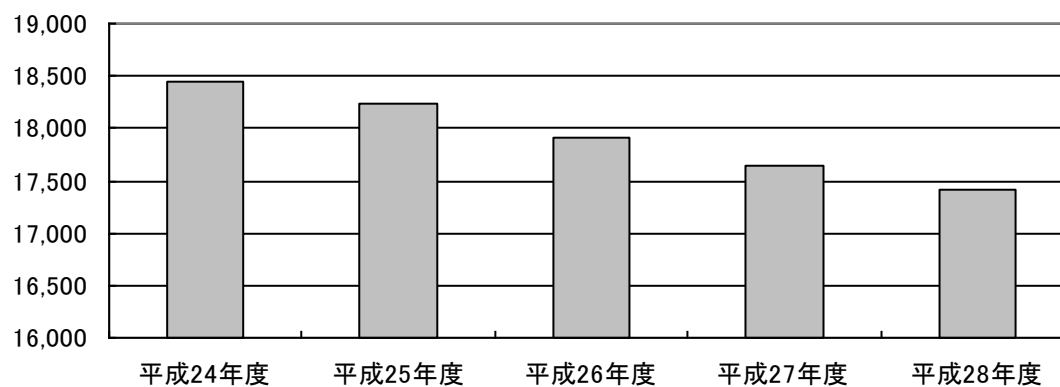
(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男	8,566	8,458	8,305	8,164	8,057
女	9,878	9,777	9,602	9,475	9,349
計	18,444	18,235	17,907	17,639	17,406

男女別人口推移 (単位:人)



総人口推移 (単位:人)

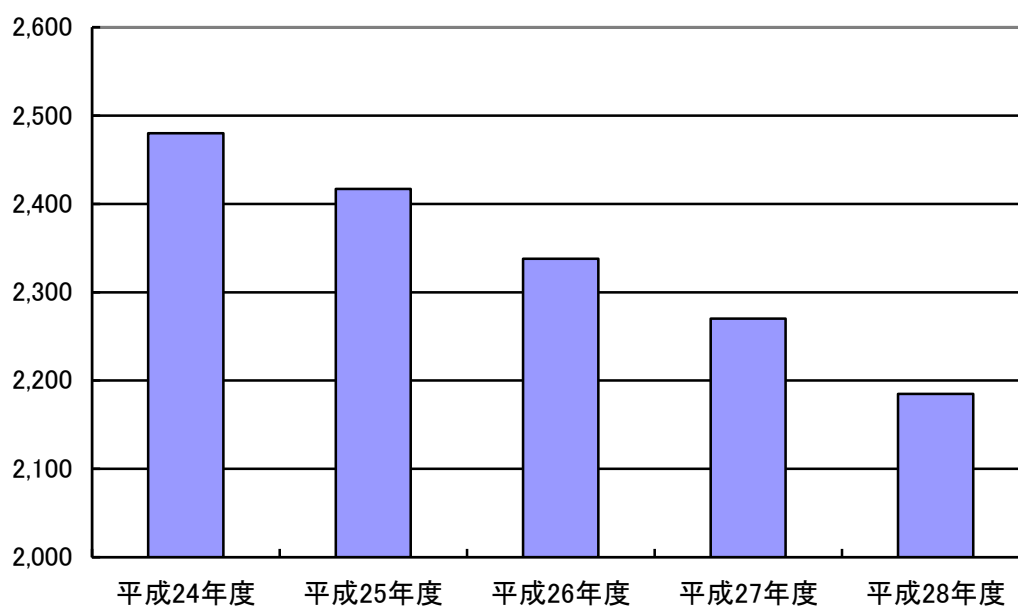


〈年齢別人口推移〉

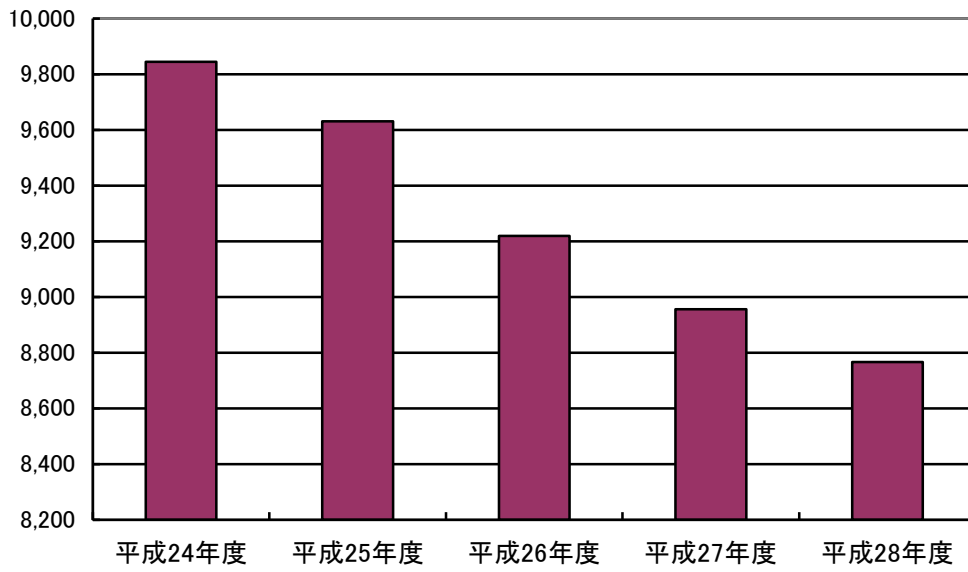
(各年度末現在) (単位:人)

年 齢	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0歳 ~ 17歳	2,480	2,417	2,338	2,270	2,185
18歳 ~ 64歳	9,845	9,631	9,219	8,956	8,767
65歳~	6,119	6,187	6,350	6,413	6,454
計	18,444	18,235	17,907	17,639	17,406

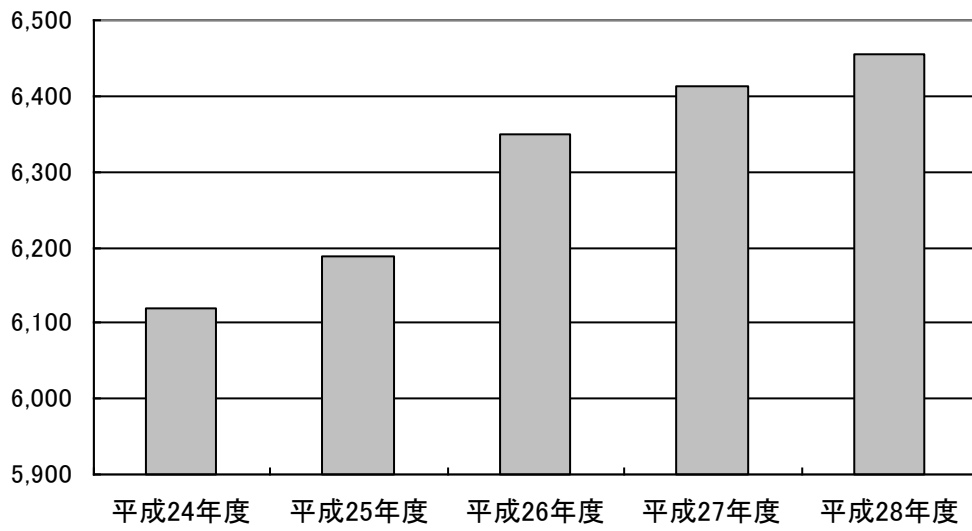
0~17歳人口推移 (単位:人)



18～64歳人口推移（単位：人）



65歳以上人口推移（単位：人）



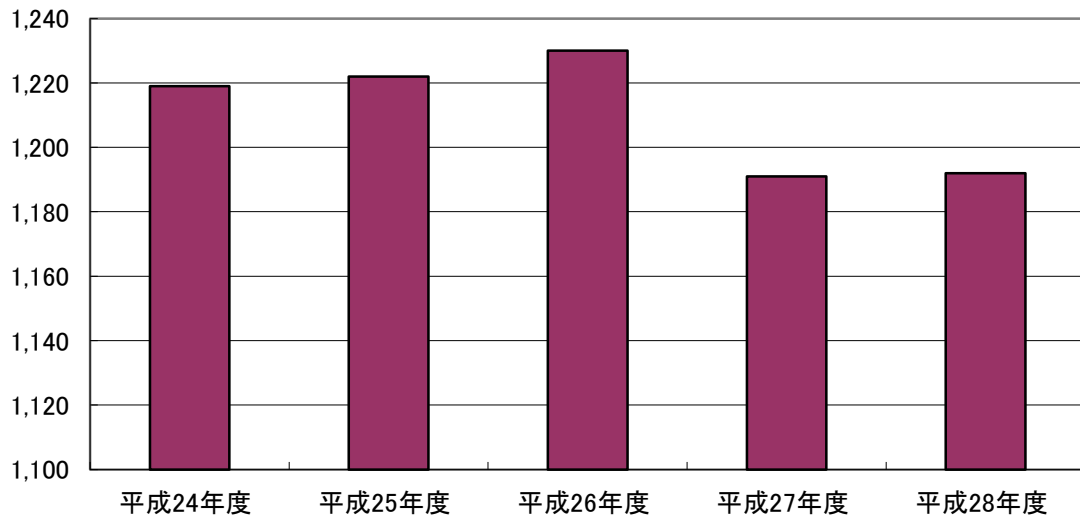
(2) 障害者手帳交付者数推移

〈身体障害者手帳〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	19	20	20	19	20
18歳以上	1,200	1,202	1,210	1,172	1,172
計	1,219	1,222	1,230	1,191	1,192

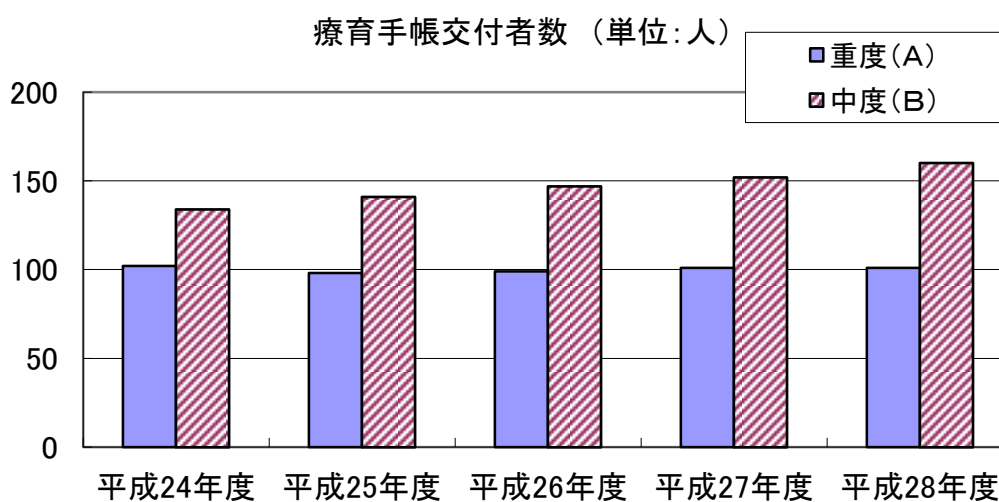
身体障害者手帳交付者数
(単位:人)



〈療育手帳〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
重度 (A)	18歳未満	8	5	5	5	5
	18歳以上	94	93	94	96	96
	計	102	98	99	101	101
中度 (B)	18歳未満	26	28	29	32	34
	18歳以上	108	113	118	120	126
	計	134	141	147	152	160
計	18歳未満	34	33	34	37	39
	18歳以上	202	206	212	216	222
	計	236	239	246	253	261

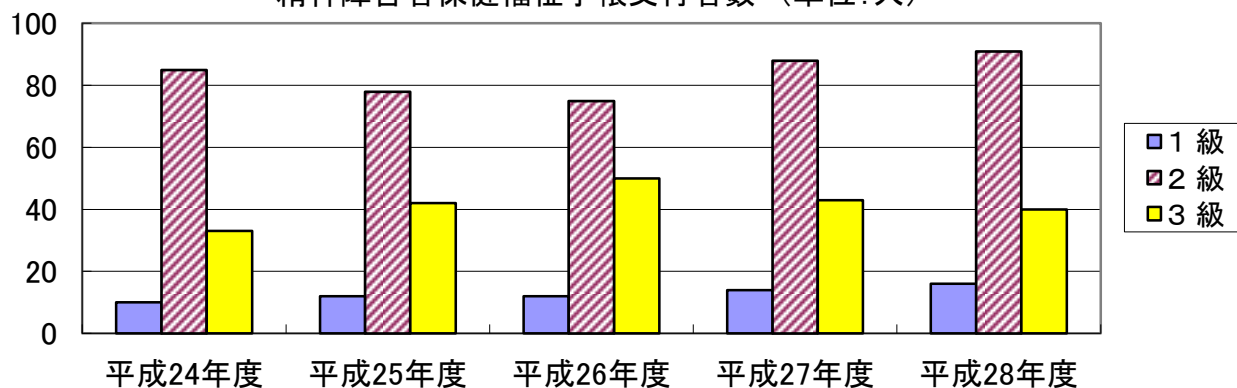


〈精神障害者保健福祉手帳〉

(各年度末現在) (単位:人)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	10	12	12	14	16
	計	10	12	12	14	16
2 級	18歳未満	0	0	0	1	1
	18歳以上	85	78	75	87	90
	計	85	78	75	88	91
3 級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	33	42	50	43	40
	計	33	42	50	43	40
計	18歳未満	0	0	0	1	1
	18歳以上	128	132	137	144	146
	計	128	132	137	145	147

精神障害者保健福祉手帳交付者数 (単位:人)

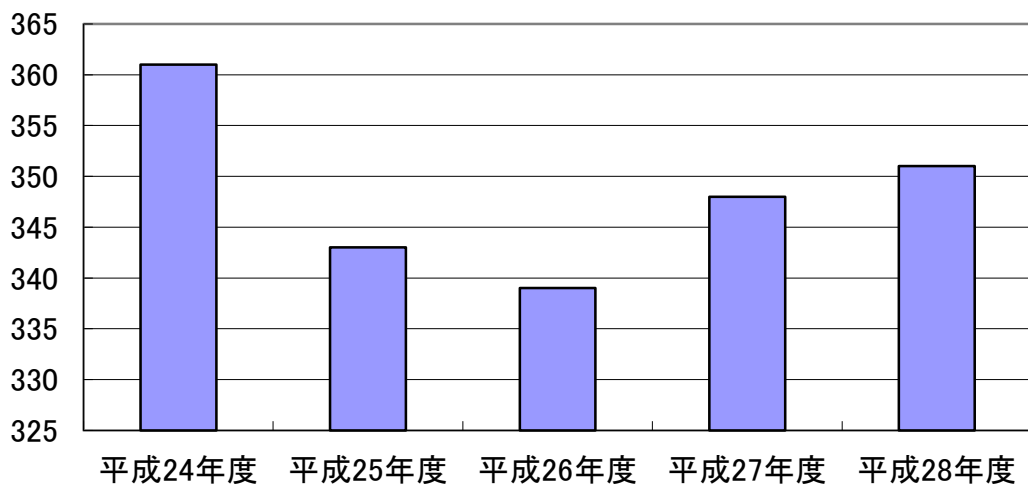


(3) 自立支援医療（精神通院）受給者証の交付者数推移

(各年度末現在) (単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	3	3	3	5	6
18歳以上	358	340	336	343	345
計	361	343	339	348	351

自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数 (単位:人)



市の人口は年間約200人以上のペースで減少を続けていますが、年齢別人口においては65歳以上だけは増加を示しています。

その一方、障害者手帳の交付者数については、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者が年々微増傾向となっています。

2 計画の達成状況（計画／実績）

平成27年度から平成29年度における障害福祉サービス等の種類ごとの計画量及び実績は、次のとおりです。

（1）障害福祉サービス

※29年度実績量は平成29年12月末日現在

サービス名		単位	計 画			実 績		
			27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
訪問系	居宅介護	時間	120	125	130	175	191	209
	重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	同行援護	時間	40	40	40	7	4	8
	行動援護	時間	60	60	60	75	88	92
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	人	83	83	82	86	87	88
		人日	1,697	1,697	1,674	1,794	1,828	1,747
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人	10	11	12	12	7	9
		人日	100	110	120	112	49	49
	宿泊型自立訓練	人	0	0	0	0	1	1
		人日	0	0	0	0	0	31
	就労移行支援	人	19	20	21	15	17	17
		人日	380	400	420	147	126	241
	就労継続支援（A型）	人	16	17	18	22	24	28
		人日	320	340	360	197	312	410
	就労継続支援（B型）	人	115	118	120	108	109	114
人日		2,211	2,311	2,411	2,483	1,950	2,025	
療養介護	人	8	8	8	8	8	7	
短期入所	人	12	12	12	11	13	12	
	人日	72	72	72	59	103	71	
居住系	共同生活援助	人	40	45	51	47	51	54
	施設入所支援	人	60	59	58	63	60	60
相談支援	計画相談支援	人	224	240	256	183	190	210
	地域移行支援	人	1	2	3	0	0	0
	地域定着支援	人	1	1	1	0	0	0

（単位）時間：月当たりの利用時間 人：年間の実利用人数 人日：月当たりの延べ人数

訪問系サービスについては、居宅介護の利用が大幅に増加しています。これは、障がいのある人あるいはその介護者の高齢化等に伴い、日常生活上の支援へのニーズが年々高まっていることが要因と考えられます。今後もこの傾向は続くものと予想されます。同行援護、行動援護は利用者の固定化が進んでおり、その利用者の利用状況により実績が左右されている状況です。

日中活動系サービスについては、生活介護は、グループホーム等の整備が進んだことにより利用者が増加、就労継続支援（A型）は、市内に平成28年度に新たな事業所が1カ所設立されたこともあり、計画を上回る利用人数となりました。一方、就労継続支援（B型）については、市内に平成27年度に新たな事業所が1カ所設立される予定を見込み、計画を策定しましたが、前3年間に比べると増加傾向とはなったものの、計画量にまでは及びませんでした。

居住系サービスについては、共同生活援助は、施設入所者や入院患者の地域生活移行を念頭に増加を見込んでいましたが、近隣に新たなグループホームが整備されたこともあり、計画を上回る実績となっています。施設入所支援についても、同様に国の地域生活移行の方針のもと、入所者数の減少を見込んでいたところですが、本市の支給決定者においては、長く慣れ親しんだ施設を出て地域で暮らしたいと考えている方は非常に少数であることが、アンケート調査結果や、障害支援区分認定調査、サービス等利用計画からも伺える状況であり、微減傾向ではあるものの、計画値にまでは及びませんでした。

相談支援については、計画相談支援は、サービス利用人数の増加に比例し、増加傾向となつてはいるものの、計画には及ばない人数となっています。これは、相談支援専門員以外の者が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の利用者が多数いることが要因と考えられます。障害福祉サービスの適正利用の観点からも早急な対応が求められるところですが、本市の指定特定相談支援事業所である地域生活支援センターぽぽろや近隣の相談支援事業所における専門的な人材の

確保等、相談体制のさらなる整備・充実が重要となります。なお、地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績がありません。

(2) 障害児通所支援サービス

※29年度実績量は平成29年12月末日現在

サービス名	単位	計 画			実 績		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人	30	30	30	35	34	34
	人日	30	30	30	67	88	75
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	15	16	17	16	26	29
	人日	80	100	120	109	148	288
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	25	30	35	12	19	30

(単位) 人：年間の実利用人数 人日：月当たりの延べ人数

障害児通所支援については、平成28年度、市内に児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う1事業所が設立、放課後等デイサービスを行う1事業所が隣市より移転してきたことから、この2サービスについては、計画を上回る実績となっています。なお、児童発達支援については、3年間ほぼ横ばい傾向である一方、放課後等デイサービスは年々増加傾向にあり、利用者のニーズに対応できる体制の整備が望まれます。

また、障害児相談支援については、計画相談支援と同様、計画を下回る実績となっていますが、相談支援専門員による障害児支援利用計画ではなく、保護者によるセルフプランが多くを占めていることが要因として考えられます。障害児通所支援の適正利用の観点からも、障害児相談支援事業所の体制整備について、早急な対応が求められるところです。

(3) 地域生活支援事業

※29年度実績量は平成29年12月末日現在

事業名	単位	計 画			実 績		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
①理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施	有	有	有	有	有	有
③相談支援事業	カ所	1	1	1	1	1	1
④成年後見制度利用支援事業	人	1	2	3	0	1	0
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施	有	有	有	無	無	無
⑥意思疎通支援事業	人	2	2	2	1	1	2
⑦日常生活用具給付等事業	件	500	500	500	468	559	482
⑧手話奉仕員養成研修事業	人	無	無	無	無	無	無
⑨移動支援事業	人	4	5	6	3	6	5
	時間	50	60	72	116	87	123
⑩地域活動支援センター事業	カ所	1	1	1	1	1	1
	人	55	65	75	46	32	49
⑪日中一時支援	人	19	22	25	10	8	7
	時間	1,206	1,353	1,500	814	461	390
⑫身体障害者用自動車改造費助成事業	人	1	1	1	1	1	1

(単位) 人：年間の実利用人数 時間：年間の利用時間

地域生活支援事業については、日中一時支援事業が、計画を大幅に下回る実績となっていますが、例年、長時間のサービス利用を行っていた利用者が在宅から施設入所に移行した他、平成28年度には、市内で放課後等デイサービス事業所2カ所が新たにサービスを開始したことに伴い、長期休暇中に日中一時支援を利用していた障がいのある子どもが、放課後等デイサービスに移行したこと等が要因として考えられます。その他のサービスについては、概ね計画どおりに推移しています。理解促進研修・啓発事業については、地域住民、当事者、家族及び福祉関係者等、100名以上の参加による保健福祉フォーラムを毎年開催しています。

3 主なサービス提供基盤の整備状況（平成29年12月末日現在）

（1）障害福祉サービス

※（ ）内は施設数

サービス名		事業者数	身体	知的	精神	児童
訪問系	居宅介護	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)
	重度訪問介護	2(2)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)
	同行援護	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	行動援護	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	重度障害者等包括支援	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
日中活動系	生活介護	2(4)	1(1)	1(3)	0(0)	0(0)
	自立訓練（機能訓練）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	自立訓練（生活訓練）	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
	宿泊型自立訓練	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	就労移行支援	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
	就労継続支援（A型）	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	0(0)
	就労継続支援（B型）	5(7)	2(2)	4(6)	2(2)	0(0)
	療養介護	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
居住系	施設入所支援	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
	共同生活援助	2(8)	0(0)	1(5)	1(3)	0(0)
相談支援	計画相談支援	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	地域移行支援	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	地域定着支援	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

訪問系サービスについては、重度障害者等包括支援を除き、一定のサービス提供体制が確保されています。同行援護、行動援護は、市内に事業所はありませんが、本市をサービス提供地域とする事業所が複数存在し、利用者のニーズもそれほど多くないことから、対応に問題は生じていません。

日中活動系サービスについては、市内に、就労継続支援（A型）事業所が、平成28年度に新設された1事業所を加え2施設、就労継続支援（B型）が、平成27年度に新設された1事業所を加え7施設あり、増加傾向にある両サービスのニーズに対応する体制が整備されつつあると言えます。

居住系サービスについては、市内に、共同生活援助（グループホーム）が平成29年12月末時点で8施設が設置されており、近隣でも新たな施設整備が進んでいる状況ですが、どの施設においても定員が満たされている状態が続いており、国の進める地域生活への移行の受け皿となりうるグループホーム整備の更なる充実が必要とされるところです。また、施設入所支援については、本市においては、身体障がいのある人の入所施設は整備されていませんが、知的障がいのある人を対象とした施設入所支援事業所（昭和48年開設）があり、定員は105名となっています。

（２）障害児通所支援サービス

※（ ）内は施設数

サービス名	事業者数	身体	知的	精神	児童
児童発達支援	2(2)				2(2)
医療型児童発達支援	0(0)				0(0)
放課後等デイサービス	3(3)				3(3)
保育所等訪問支援	0(0)				0(0)
障害児相談支援	1(1)				1(1)

障害児通所支援サービスについては、これまで1カ所の事業所が児童発達支援・放課後等デイサービスを担っていましたが、平成28年度に児童発達支援・放課後等デイサービスを行う事業所、放課後等デイサービスを行う事業所の2事業所が整備され、年々増加する障害児通所支援に対するニーズに対応できる体制が整うとともに、利用者の選択肢の増にも繋がっているところです。今後も利用者のニーズを適切に把握するとともに、事業所や関係機関と連携し、必要なサービスが提供できる体制の維持に努めます。

第3章 第5期計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念（平成32年度に向けて目指す方向）

上位計画の「砂川市障害者福祉計画」の基本理念である「障がいのある人及びその家族が、自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるように、地域で認め合い、支えあうまちづくり」を目指すため、本計画においては、国の基本指針に掲げられた以下の理念に則し、計画を策定します。

（1）障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援による自立と社会参加の推進を図ります。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

身体、知的、精神障がいのある人、及び障がいのある子ども等に対し、適切な障害福祉サービス等の提供の支援に努めるとともに、難病の認定を受けている人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人等も法に基づく給付対象である旨の周知を引き続き図っていきます。

（3）地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を有効活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備

を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもが身近な地域で、障がいの種別に関わらず、専門的な発達支援や通所支援が受けられるよう障害児通所支援サービスの充実を図ります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を推進します。

2 計画推進の基本方針

(1) 障害福祉サービスに関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、本計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮し、目標を設定し、計画的な整備を図ります。

- ・ ニーズに応じた訪問系サービス（居宅介護、行動援護等）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援等）の提供体制の充実
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の検討
- ・ 就労移行支援等のサービスの充実による、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行やその定着促進

(2) 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人が地域で自立した生活を営むために必要な、地域の相談支援体制の整備に努め、計画相談（サービス等利用計画）についても、利用者の状況や希望を勘案し、一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう、総合的な支援を行います。

(3) 障がい児支援に関する基本的考え方

障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制を整えるため、情報提供や関係機関との連携を図ります。

(4) 障がい者虐待防止、権利擁護の取り組みの推進

関係機関との連携により、障がい者虐待の未然防止及び迅速・適切な対応、再発の防止の取り組みを強化します。

また、判断能力が十分でない障がいのある人を支援するため、成年後見制度の周知を図るとともに、平成29年度に整備された砂川市成年後見支援センターを活用し、制度の利用がしやすい状況づくりに努めます。

(5) 災害に備えた障がいのある人への支援

災害時に自力避難が困難である障がいのある人に対して、その特性に配慮した支援を行えるよう、平常時から関係機関との連携を密にし、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを推進します。

また、市の避難行動要支援者名簿の対象外である障がいのある人について、希望者は名簿登録が可能であることから、その周知を図ります。

3 平成32年度の成果目標

本計画の策定に当たり、国及び北海道から示されている地域生活への移行や就労支援、障がい児支援等の課題に対応する計画となるよう、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について、成果目標を設定します。この設定に当たっては、国及び北海道の基本指針で示された目標値を参考としつつ、本市の実績と地域の実情に応じた目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国・道の基本指針においては、以下のとおり目標値を定めています。

【国・道】

- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%（道の目標は3.8%）以上が地域生活へ移行
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%削減

本市における平成28年度末時点の施設入所者数は60人となっておりますが、措置制度の時代からの長期入所者も多く、高齢化が進んでいます。自身の年齢や健康状態等を考えた時に、住み慣れた施設を離れることに不安を感じる方が多く、地域への移行は難しい問題もありますが、その実情も踏まえた上で、本計画では以下のとおり目標値を設定します。

【砂川市】

- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者（60人）の3.8%（3人）以上が地域生活へ移行
- ・平成28年度末時点の施設入所者数（60人）を2%削減し、平成32

年度末時点の施設入所者数を58人とする

地域生活への移行に当たっては、移行先となるグループホームの充実や、居宅生活を支援する訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、地域の理解の促進に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国・道の基本指針においては、以下のとおり目標を定めています。

【国】

- ・平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

【道】

- ・平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を、21の障がい保健福祉圏域内に1カ所以上設置

道が各圏域で委託実施している「精神障がい者地域生活移行支援協議会」をこの協議の場として位置づける意向を示していることから、本計画では、圏域市町及び道と連携を密にした上で、以下のとおり目標値を設定します。

【砂川市】

- ・平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を、圏域内に1カ所設置する

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国・道の基本指針においては、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」及び「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備を進めるとしており、以下のとおり目標を定めています。

【国】

- ・平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1つを整備

【道】

- ・全ての市町村に整備することを目標とするが、第5期計画期間中においては、21の障がい保健福祉圏域に1ヵ所以上整備

本市としても、国・道の基本指針を踏まえた中で、圏域市町の動向を注視しつつ、地域生活支援拠点等の整備の必要性について検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、その就労意欲や適性に応じ、可能な限り、一般就労による生活基盤の安定を図る必要がありますが、国・道の基本指針においては、以下のとおり目標値を定めています。

【国・道】

- ・平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労移

行実績の1.5倍以上とする

- ・平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末利用者数の1.2倍以上とする

本市においては、平成28年度に福祉施設から一般就労へ移行した人は1人で、一般就労への移行は引き続き厳しい状況にあり、また、平成28年度末の就労移行支援事業利用者数も8人と少ない状況となっています。本計画では以下のとおり目標値を設定します。

【砂川市】

- ・平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労移行実績（1人）の1.5倍（2人）以上とする
- ・平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末利用者数（8人）の1.2倍（10人）以上とする

（5）障がい児支援の提供体制の整備

障がいのある子ども及びその家族に対する支援については、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるような支援体制を整備することが必要ですが、現状は地域による偏りが大きいいため、国・道の基本指針においては、以下のとおり目標を定めています。

【国】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援

事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヵ所以上確保する。

- ・平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

【道】

- ・児童発達支援センターを21の障がい保健圏域内に1ヵ所以上整備
- ・保育所等訪問支援事業所を21の障がい保健圏域内に1ヵ所以上整備
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を21の障がい福祉圏域内に1ヵ所以上整備
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を21の障がい保健圏域内に1ヵ所以上設置

本市においては、圏域内に、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1ヵ所設置されていますが、その他、国・道の基本方針に設定されている事業所・協議の場は整備されていません。圏域市町、関係事業者と連携しながらサービス提供体制の確保に努めます。

第4章 サービスの見込量と確保の方策

平成30年度から平成32年度までにおける障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保の方策は、次のとおりです。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	296	305	314
	利用者数(人/月)	28	29	30

訪問系サービスは、家族とともに暮らし続けたい、あるいは、単身であっても自宅で暮らし続けたいと願う障がいのある人の在宅生活を支える上で、重要な役割を果たしており、多様な暮らし方を保障するためにも有効なサービスです。今後、核家族化や、介護者の高齢化が進む中で、家事援助、通院介助等のサービスを必要とする方は増加すると見込まれることから、引き続きサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
療養介護	利用者数(人/月)	7	7	7
生活介護	利用者数(人/月)	87	87	87
	利用量(人日/月)	2,001	2,001	2,001
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	4	4	4
	利用量（人日/月）	44	44	44
自立訓練（宿泊型）	利用者数（人/月）	1	1	1
	利用量（人日/月）	31	31	31
就労移行支援	利用者数（人/月）	13	14	15
	利用量（人日/月）	260	280	300
就労継続支援（A型）	利用者数（人/月）	27	28	29
	利用量（人日/月）	540	560	580
就労継続支援（B型）	利用者数（人/月）	103	104	105
	利用量（人日/月）	2,369	2,392	2,415
就労定着支援	利用者数（人/月）	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	8	8	8
	利用量（人日/月）	104	104	104
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0

日中活動系サービスは、施設等において日中に行われる介護や訓練等の場を提供するサービスですが、このうち、就労移行支援や就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、今後も需要の増加が見込まれ、時期は未定ですが、新たな事業所設立の計画も予定されています。希望する人が希望するサービスを受けられるように、市内及び近隣の事業所情報の把握と利用希望者への適切な情報提供に努めるとともに、就労支援体制の強化を図るため、相談支援事業所や各事業所との連携に努めます。

なお、平成30年度から新たに追加される就労定着支援については、サービス提供事業所の動向を把握した上で、障がいのある人の一般就職後の職場定着を目指し、適切な周知に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	1	1	1
共同生活援助	利用者数(人/月)	50	52	54
施設入所支援	利用者数(人/月)	60	59	58

居住系サービスは、障がいのある人の入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、また、障がいのある人やその介護者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据えた居住先として共同生活援助（グループホーム）の需要がさらに高まることが見込まれ、時期は未定ですがグループホーム新設の構想を持つ事業者も複数存在することから、事業所等と連携を図り、居住場所の確保に努めます。

施設入所支援については、成果目標である「施設入所者の地域生活への移行」の達成を目指しますが、その一方で、重度障がいのある人が安心して生活できる場所として入所施設が果たすべき役割は維持する必要があります。

また、平成30年度から新たに追加される自立生活援助については、サービス提供事業所の動向を把握した上で、施設やグループホーム等から単身生活への移行を希望する障がいのある人の意思を尊重するための支援として、適切な周知に努めます。

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数(人/月)	51	53	55
地域移行支援	利用者数(人/月)	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人/月)	1	1	1

相談支援のうち計画相談支援については、サービスを利用する全ての人が必要となるため、今後も利用者の増加が見込まれることから、相談支援事業所と連携

を図り、相談支援体制の維持に努めます。また、地域移行支援及び地域定着支援はこれまで利用実績がありませんが、成果目標の地域移行の促進として、最低限の目標値を設定するものとします。

2 障害児通所支援サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	利用者数(人/月)	19	20	21
	利用量(人日/月)	76	80	84
児童発達支援 (児童発達支援センター)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
医療型児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
医療型児童発達支援 (児童発達支援センター)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	32	34	36
	利用量(人日/月)	325	349	373
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数(人/月)	16	17	18

市内においては、平成28年度に新たな1事業所が設立、他市の1事業所が本市へ移転し、現在は児童発達支援が2事業所、放課後等デイサービスが3事業所で実施されています。今後も、障がいの種類や程度、年齢等のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るため、各事業所と連携し、提供体制の確保に努めま

す。なお、放課後等デイサービスの利用増に伴い、サービス等利用計画の作成件数も増えており、近隣を含めた既存の相談支援事業所での対応が難しくなっていることから、体制の充実を推進します。

また、平成30年度から新たに追加される居宅訪問型児童発達支援については、現時点でサービスを提供する予定の事業所がありませんが、利用者のニーズを把握するとともに、事業所の動向について情報収集に努めます。

3 地域生活支援事業

区分	単位	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有
意思疎通支援事業	実利用者数（人）	2	2	2
日常生活用具給付等事業	件数	545	545	545
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	0	0	0
移動支援事業	実利用者数（人）	7	8	9
	延べ利用時間（時間）	280	320	360
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1
	実利用者数（人）	45	50	55

成年後見制度利用支援事業は、高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定の困難な障がいのある人の契約行為や金銭管理、権利擁護の必要性が年々高まっており、本市においても、平成29年度に砂川市社会福祉協議会内に砂川市成年後見支援センターが設立され、より充実した支援の体制が整備されたところです。支援事業の利用者実績はまだわずかですが、引き続き、制度の周知を図るととも

に、成年後見支援センターの活用による充実した支援を目指していきます。

成年後見制度法人後見支援事業については、支援対象者がこれまで存在しなかった状況ですが、砂川市成年後見支援センターにおいて、平成31年度を目標に法人後見事業開始を検討していることから、連携のうえ支援を図っていくこととします。

また、地域活動支援センター事業については、障がいのある人の地域における交流の場として重要な役割を担っていることから、より一層の充実を図るとともに、利用者の確保に努めます。

地域生活支援事業は、実施主体が市町村であり、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な対応が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応して支援を随時検討していきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進主体

計画の推進に当たっては、行政はもとより、国や道、市民、ボランティア、民生児童委員、サービス提供事業者、企業、医療機関等、各関係者がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが重要です。

これらの連携・協力体制の強化を推進し、障がいのある人が身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるような社会の実現を目指します。

2 地域への広報及び啓発活動

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民意識の醸成に努め、市民に理解と協力、そして支援への参画等を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

3 計画の管理

本計画の着実な実行に努めるため、定期的に計画に対する実績を把握するとともに、その時々障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある人や地域の実情等を踏まえながら、計画の分析・評価・点検を行います。

なお、進捗管理や評価等、計画推進に当たっては、砂川市障害者地域自立支援協議会の意見等も聴取することとし、必要に応じて、計画の見直し等を実施します。

砂川市障害者地域自立支援協議会委員

	区 分	団 体 名	役職名	委 員 名	備 考
1	保健・医療	空知医師会（砂川部会）	会 長	明 円 亮	
2	”	北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室（滝川保健所）	健康推進課長	大 瀧 順 子	
3	学 識	砂川市社会福祉協議会	会 長	小 関 徹	
4	”	砂川市民生児童委員協議会 （心身障がい者対策部会）	部会長	渡 邊 一 男	
5	障 害 者 団 体	砂川身体障害者福祉協会	会 長	大 橋 俊 彦	
6	相 談 支 援 事 業 者	社会福祉法人くるみ会 地域生活支援センターぼぼろ	主 幹	田 澤 智 晴	
7	障 害 福 祉 サービス	特定非営利活動法人 つむぎの家	サービス 管理責任者	馬 面 紀 子	
8	”	砂川希望学院	施設長	久 保 利 夫	
9	教 育	北海道障害者職業能力開発校	校 長	清 田 茂 夫	
10	就 労 支 援 雇 用 施 策	滝川公共職業安定所	就職促進指導官	亀 倉 貴 浩	
11	公 募	砂川慈恵会病院	事務長	茅 野 輝 美	
12	”	ひかり砂川（株才谷屋）	統括責任者	井 崎 裕 介	

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に基づき障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域での自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を推進するため、砂川市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害者等の支援に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) 砂川市障害者福祉計画及び砂川市障害福祉計画の策定等に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 保健、医療等の関係機関の代表者
- (5) 就労支援、雇用施策関係機関の代表者
- (6) 教育関係機関の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 前条第6号に関する事項を協議する必要があるときは、公募により選出した委員を加えるものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。なお、公募により選出した委員の任期は、計画策定時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 協議会は会長が招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(報償費)

第5条 委員には、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

(部会等)

第6条 協議会に、必要に応じて部会及びケース検討会議を置くことができる。

2 部会の組織、委員等は、協議会で定める。

3 ケース検討会議は、関係機関等の実務担当者により、個別事例について情報交換及び支援方法の検討を行う。

4 協議会は、必要があると認めるときは関係機関等の職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、砂川市市民部社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第33号)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

<用語説明>

<あ～お>

○意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語機能障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方へ手話通訳者等を派遣し、他者との意思疎通の仲介を行う事業。

○一般就労

障がいのある人の就労形態の一つで、一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。⇔福祉的就労

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもに、外出の際の付き添いや助言等の支援を行う事業。

○医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行うサービス。

○医療的ケア児

先天的な病気や障がいを持って生まれ、人工呼吸器や経管栄養等、日常的に医療的なケアを必要とする子ども。

<か～こ>

○共生社会

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会。

○共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴や排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化された。

○居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービス。

○居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある子ども等に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

○計画相談支援

- ・サービス利用支援…障害福祉サービスの申請をする障がいのある人や障がいのある子どもの保護者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載したサービス等利用計画案を作成するサービス。
- ・継続サービス利用支援…国で定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、計画の見直しを行うサービス。

○高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害で、症状としては、注意力や集中力の低下、新しいことが覚えられない等がある。

○行動援護

知的又は精神障がいにより一人で行動することが困難な方に、危険を回避するための必要な援助や外出時の移動中の介護、排せつや食事、その他行動する際に必要な援助を行うサービス。

<さ～そ>

○サービス等利用計画

障害福祉サービスの利用を希望する方が、適切にサービスを利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成される計画。平成 27 年度からは原

則としてすべての障害福祉サービス利用者に計画の作成が必要となる。

○施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や助言、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

○指定特定相談支援事業所

障害者総合支援法の規定に基づき、市町村長の指定を受けた計画相談支援を実施する事業所。

○児童発達支援

就学していない障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。

○児童発達支援センター

療育が必要と認められる子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練を行う施設。

○自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援する事業。

○社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用する各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

- ・ 制度…自立支援医療・障がい者手帳・障害年金等
- ・ 施設…入所施設・各事業所・グループホーム・地域活動支援センター等
- ・ 機関…市役所・保健所、医療機関…病院・デイケア等

○重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供するサービス。

○重度訪問介護

ホームヘルパーが重度の肢体不自由者、重度の知的又は重度の精神障がいのある人で常に介護を必要とする方の自宅を訪問し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。

○就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般企業等への就労が可能と見込まれる方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うサービス。

○就労継続支援 A 型（雇成型）

一般企業等に就労することが困難な 65 歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

○就労継続支援 B 型（非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

○就労定着支援

一般就労した障がいのある方が職場に定着できるよう、施設の職員が就職した企業を訪問することで、障がいのある方や企業を支援するサービス。

○手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために、手話による日常会話に必要な手話語い及び手話表現技術を習得した方を養成する事業。

○障害支援区分

障がいのある人の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を表す 6 段階の区分。障害福祉サービス（介護給付）

の利用を希望する方から申請があった場合、国が定める調査項目に基づき認定調査を行い、審査会を経て市町村が認定する。

○障害児相談支援

・障害児支援利用支援…障害児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の申請をする障がいのある子どもの心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載した障害児支援利用計画案を作成するサービス。

・継続障がい児支援利用支援…国で定める期間ごとに、障害児通所支援サービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、計画の見直しを行うサービス。

○障害児通所支援サービス

児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの障がいの程度、勘案すべき事項（保護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案をふまえて個別に支給決定が行われるサービス。

○障がい保健福祉圏域

障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから北海道が設定。全道を21の圏域に区分。

○障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の障がいの種類や程度、勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案をふまえて個別に支給決定が行われるサービス。

○自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言等の支援を行うサービス。

○自立訓練（生活訓練）

知的又は精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言等の支援を行うサ

ービス。

○自立支援医療（精神通院）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患（てんかんを含む）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状がある場合に、通院医療費の助成が受けられる制度。

○身体障害者手帳

身体機能（目や耳、手足、心臓、じん臓等）に永続する障がいを持つ方に交付される手帳。

○身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自立した生活及び就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を一部助成する事業。

○生活介護

障がいにより常時介護を必要とする方に、施設内において入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、うつ病等）があり、その障がいのために生活上困難が伴う方に交付される手帳。

○成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者、知的又は精神障がいのある人等の権利を守るため、本人に代わって法的な手続きや財産管理、福祉サービスの契約締結等を行う後見人を裁判所が選任し、法的に保護、支援をする制度。

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度による支援が必要であっても、申し立てをする親族がない等の理由により制度の利用が難しい方について、必要と認められた場合、申し立てにかかる費用の助成及び後見人の報酬の一部を助成する事業。

○セルフプラン

障害福祉サービスの利用を希望する方が、適切にサービスを利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成されるサービス等利用計画のうち、相談支援事業者以外の方（本人や家族、支援者等）が作成する計画のこと。

<た〜と>

○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護、その他の必要な介護を行うサービス。

○地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人が、地域生活に移行するために必要な住居の確保や新生活への準備等に対する支援。

○地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもが、地域での自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等の福祉施策や地域生活支援を推進するために設置された協議会。

○地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村がそれぞれ実施する事業。（砂川市…相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事

業等)

○地域生活支援センター

地域で生活する障がいのある人の支援や日常的な相談への対応、地域交流を通して自立や社会参加の促進を目的とする施設。

○地域活動支援センター事業

障がいのある人や障がいのある子どもの地域の実情等に応じた創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び日中における活動の場を確保するサービス。

○地域定着支援

地域生活をしている障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

○地域包括ケアシステム

地域に生活する方の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するのためのケアシステム。

○同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方が外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や介護、排せつや食事等外出する際に必要な援護を行うサービス。

<な~の>

○日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人や障がいのある子どもに、自立生活を支援する日常生活用具の給付又は貸与を行うサービス。

○日中一時支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場の確保を行うとともに、介護者が病気等の理由で一時的に家庭での介護ができない場合、事業所において見守りや活動の場の提供を行い、日常生活の支援を行うサービス。

<は～ほ>

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がい等をいう。

○避難行動要支援者制度

災害対策基本法及び砂川市地域防災計画に基づき、災害が発生したときや発生しそうなときに、特に避難支援を必要とする方(避難行動要支援者)を把握するために避難行動要支援者名簿を作成し、平常時においては市及び砂川地区広域消防組合で共有し、災害発生時等には自衛隊や北海道警察、民生児童委員等、地域の避難支援等関係者に提供し、安否確認や避難支援に活用する制度。

○福祉型児童入所支援

障害児入所施設に入所する障がいのある子どもに、保護、日常生活の指導、必要な知識や技能の習得等の支援を行うサービス。

○福祉的就労

障がい等の理由から一般企業等で働けない方のために、作業所等工賃を支給し、作業訓練等に重点を置いた就労形態。⇔一般就労

○保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもにつき、その施設を訪問し、その施設において、集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービス。

○放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもの生活能力向上のために、学校教育の場以外でも訓練等の支援を提供するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供するサービス。

<ら～ろ>

○理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活をするうえで生じる社会的障壁をな

くすために、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業。

○療育手帳

知的な面での発達に障がいのある方で、知的障がいと判定された方に交付される手帳。

○療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする方に、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービス。

資料

- 砂川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査の概要
 - ・ アンケート調査結果
 - ・ アンケート自由記載欄まとめ

◆ 砂川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査の概要

1 調査の目的

障害福祉サービスの必要量を見込むために、これまでのサービスの利用実態をもとに、障がいのある人の実情、ニーズを把握する必要があるため、障害福祉サービスを利用している方及び障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方、難病の認定を受けている方を対象にアンケート調査を実施した。

2 調査期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月21日（水）まで

3 調査対象者 493名

【内訳】

障害福祉サービスの支給決定を受けている方	314名
障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方	159名
難病の認定を受けている方	20名

4 調査基準日

平成30年2月1日現在

5 調査方法

調査票を対象者に郵送し、無記名にて回答後、同封の返信用封筒で（社会福祉課社会福祉係あて）調査票を回収する方法で実施した。

集計表及びグラフの比率は百分率で表し、小数点以下第1位を四捨五入して算出するため、合計が100%とならない場合もあります。

回答者を「合計」と種別ごとに「身体障がいのある人」、「知的障がいのある人」、「精神障がいのある人」、「難病の認定を受けている人」、「発達障がいのある人」、「高次脳機能障がいのある人」「障がいのある子ども」に分け、棒グラフで表しました。なお、集計表及びグラフ内では名称を省略しております。

グラフ内の(n)はその設問の未回答を含む集計対象の総数です。

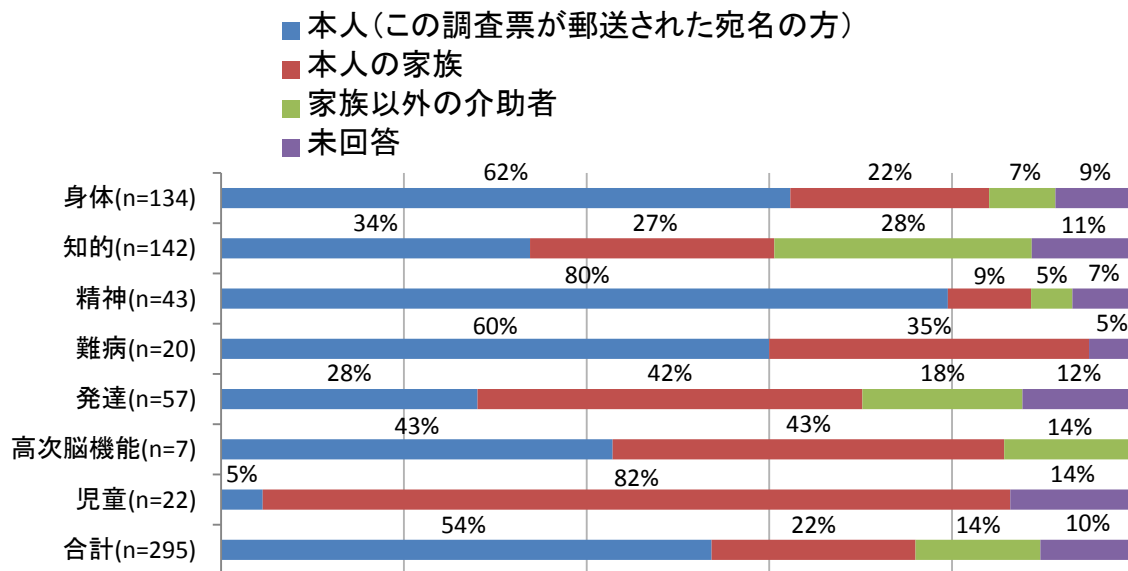
複数回答の設問の場合は、比率の合計が100%を超える場合があります。

アンケート調査結果

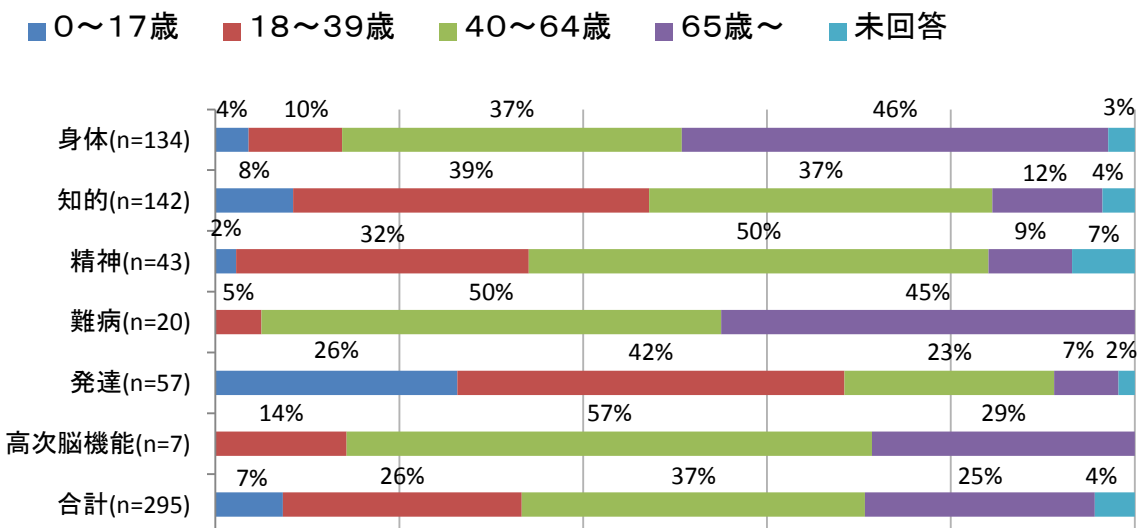
・回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
493	300	60.9%

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

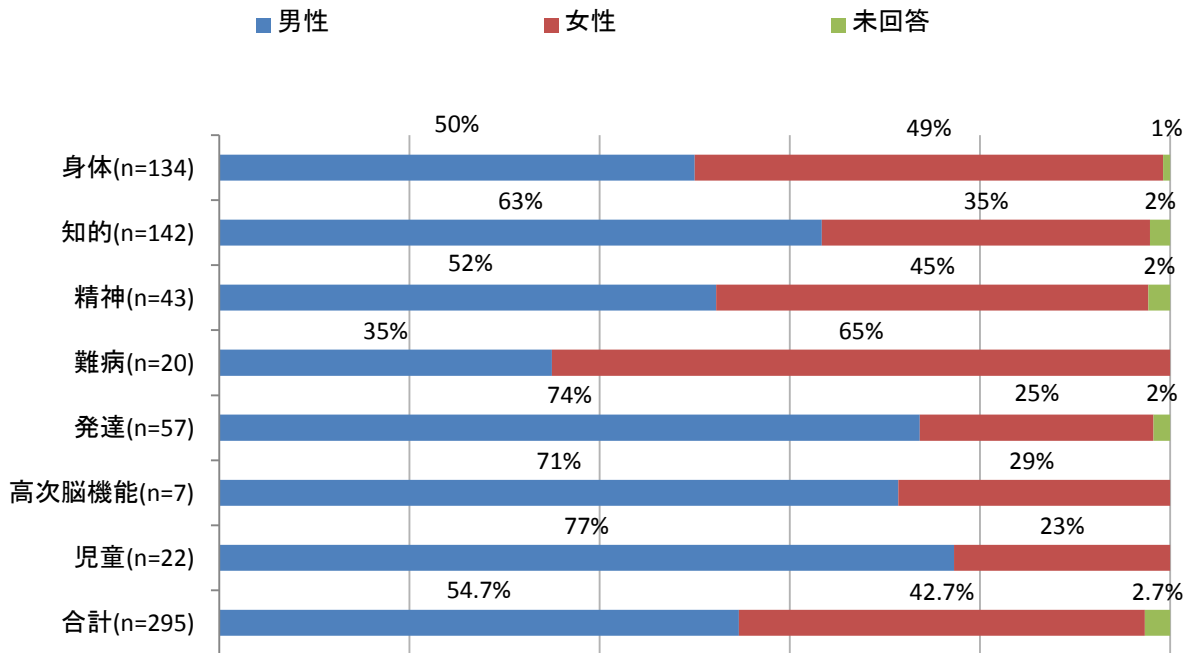


問2 あなたの年齢をお答えください。

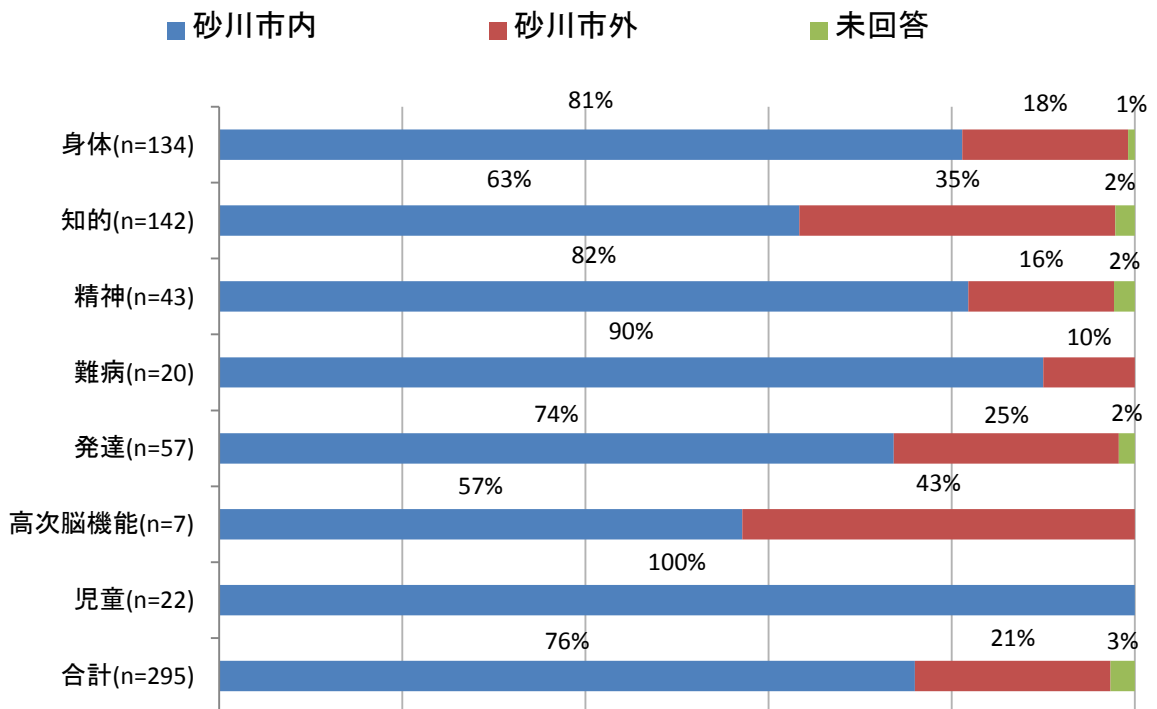


年齢について、身体障がいのある人は「65歳～」が約5割と高く、一方知的障がいのある人及び精神障がいのある人は「18~39歳」及び「40~64歳」の割合が高くなっています。

問3 あなたの性別をお答えください。



問4 現在、あなたがお住まいの地域はどこですか。



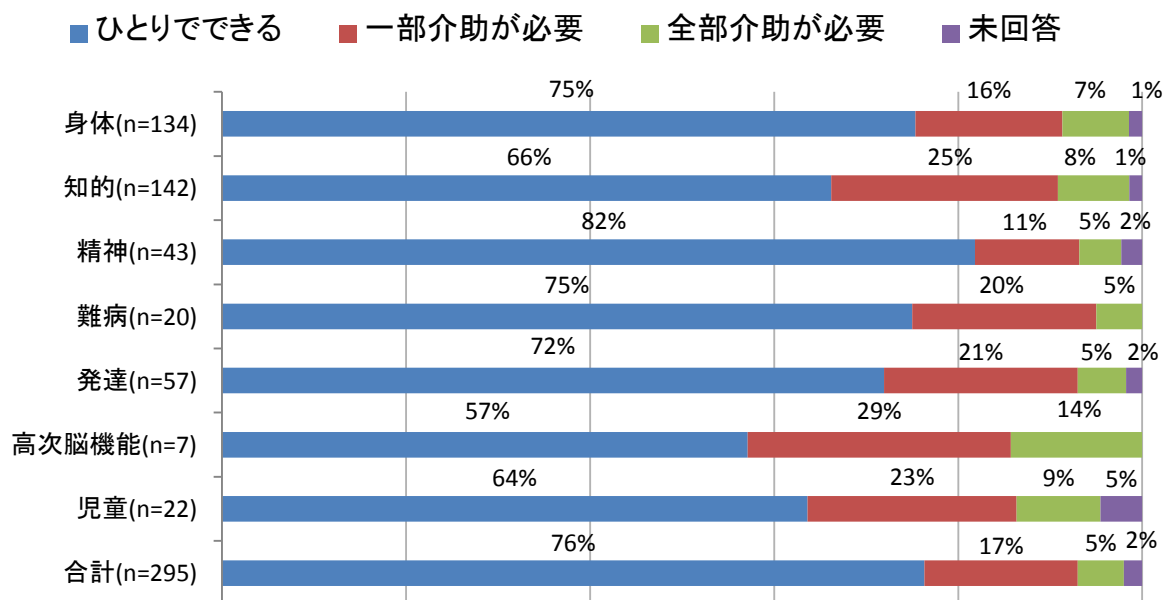
問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
父母・祖父母・きょうだい	26	17	49	35	16	34	6	25	34	59	1	13	21	95	153	33
配偶者(夫または妻)	62	39	8	6	6	13	13	54	3	5	3	38	0	0	95	21
子ども	22	14	4	3	4	9	5	21	2	3	1	13	0	0	38	8
家族以外の人	3	2	1	1	2	4	0	0	1	2	0	0	1	5	8	2
その他(施設の職員など)	25	16	69	49	10	21	0	0	17	29	3	38	0	0	124	27
いない(一人で暮らしている)	19	12	11	8	9	19	0	0	1	2	0	0	0	0	40	9
未回答	1	1	4	3	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	7	2
合計	157	100	142	100	47	100	24	100	58	100	8	100	22	100	458	100

同居人については、「父母・祖父母・きょうだい」が全体で33%と高くなっています。
「その他(施設の職員など)」が全体で27%に対し、知的障害のある人が49%と高くなっています。

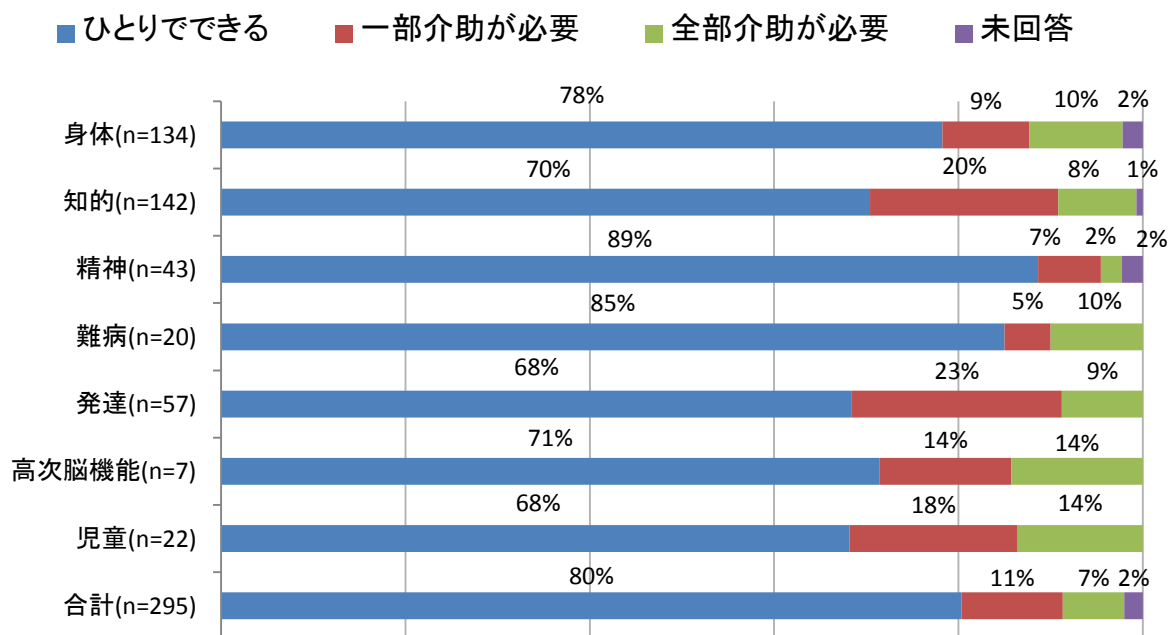
問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

①食事



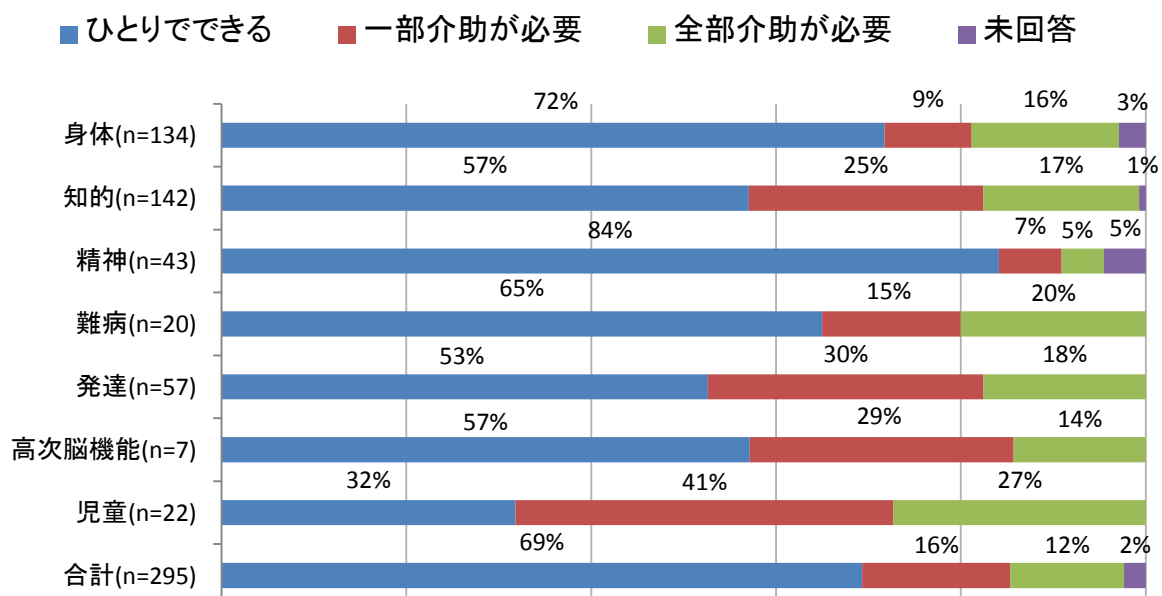
問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

②トイレ



問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

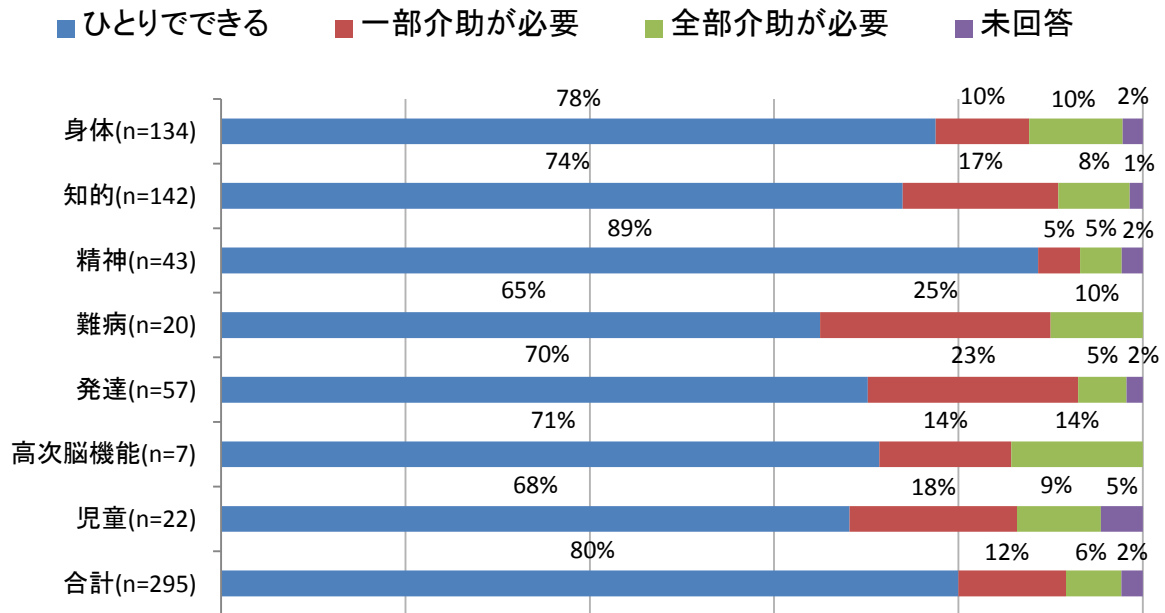
③入浴



入浴について、「一部介助が必要」及び「全部介助が必要」は知的障がいのある人が約4割、発達障がいのある人が約5割と高くなっています。

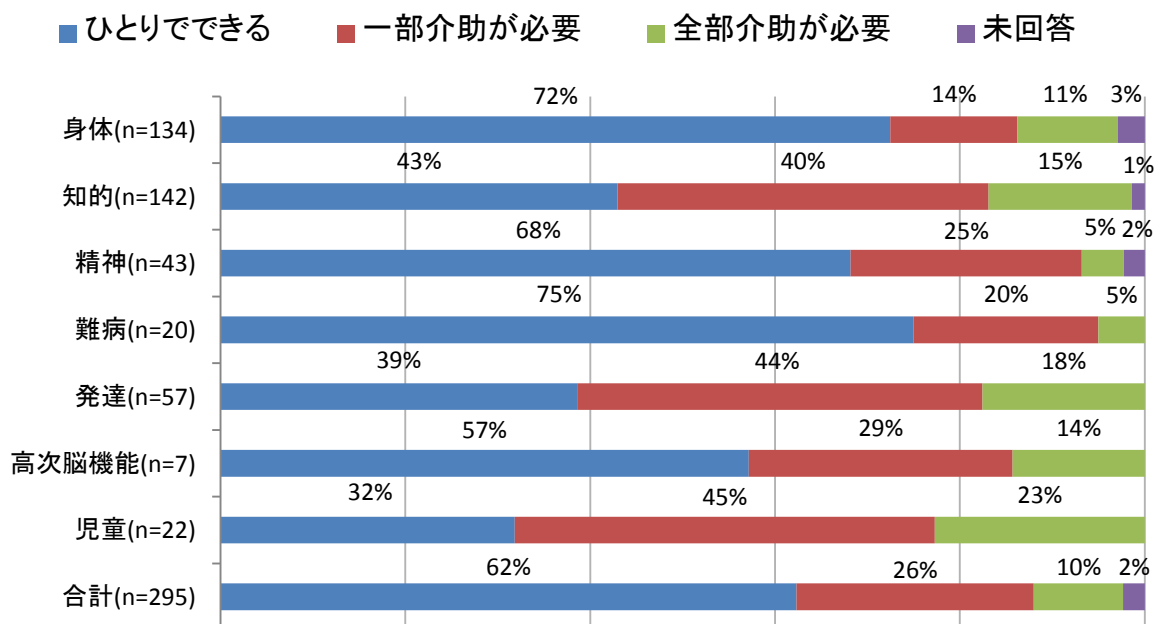
問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

④ 服を着る・脱ぐ



問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

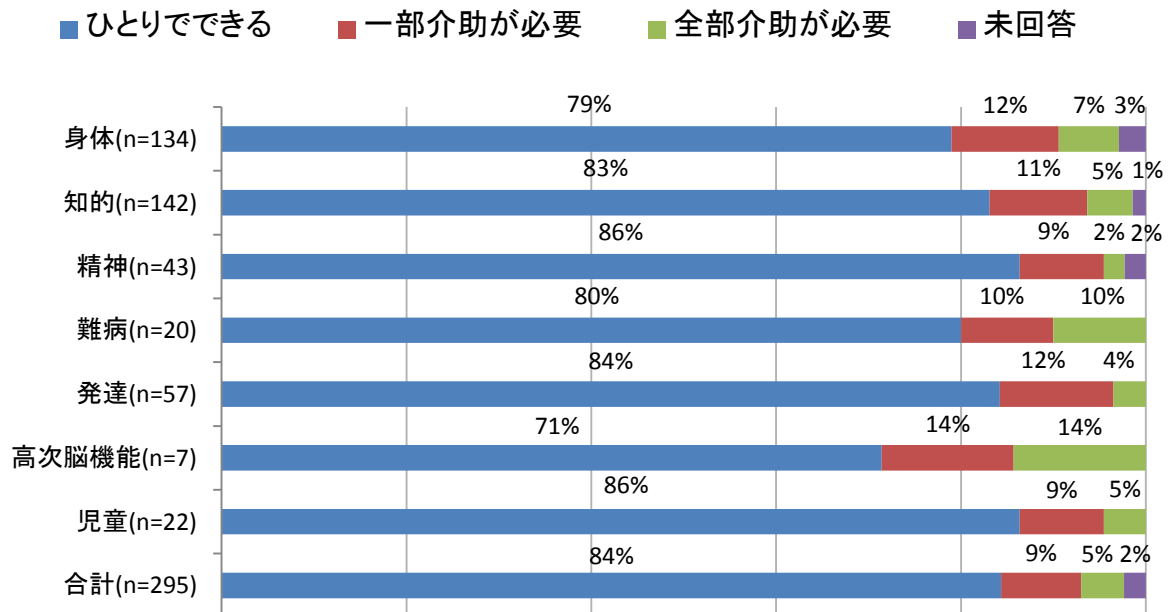
⑤ 身だしなみ



身だしなみについては、「一部介助が必要」が知的障がいのある人、発達障がいのある人が約4割と高くなっています。

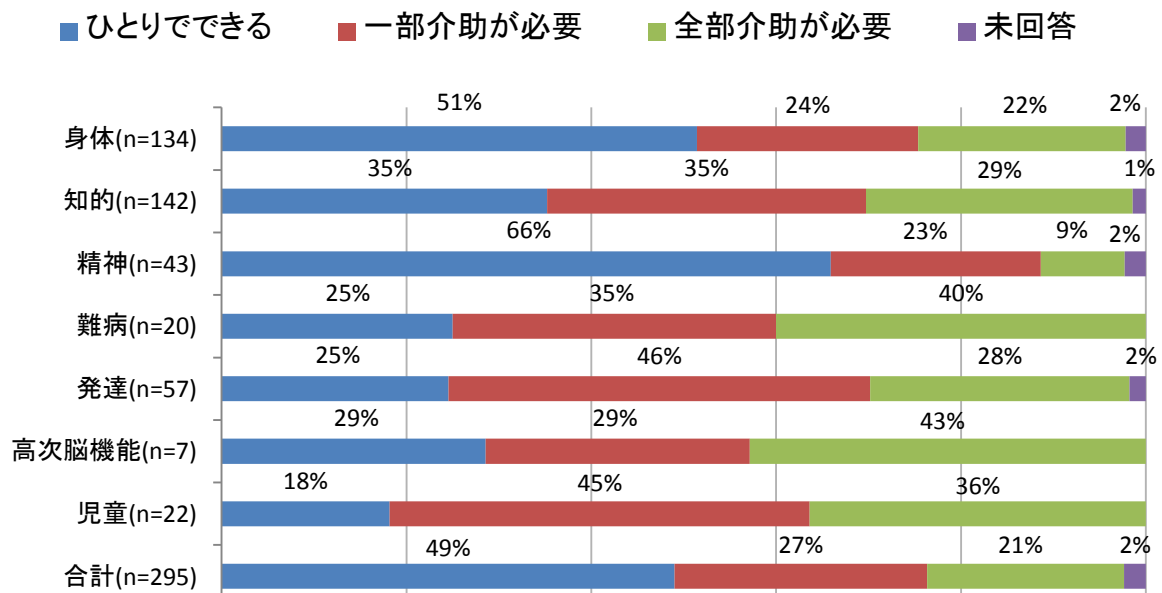
問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

⑥ 家の中の移動



問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

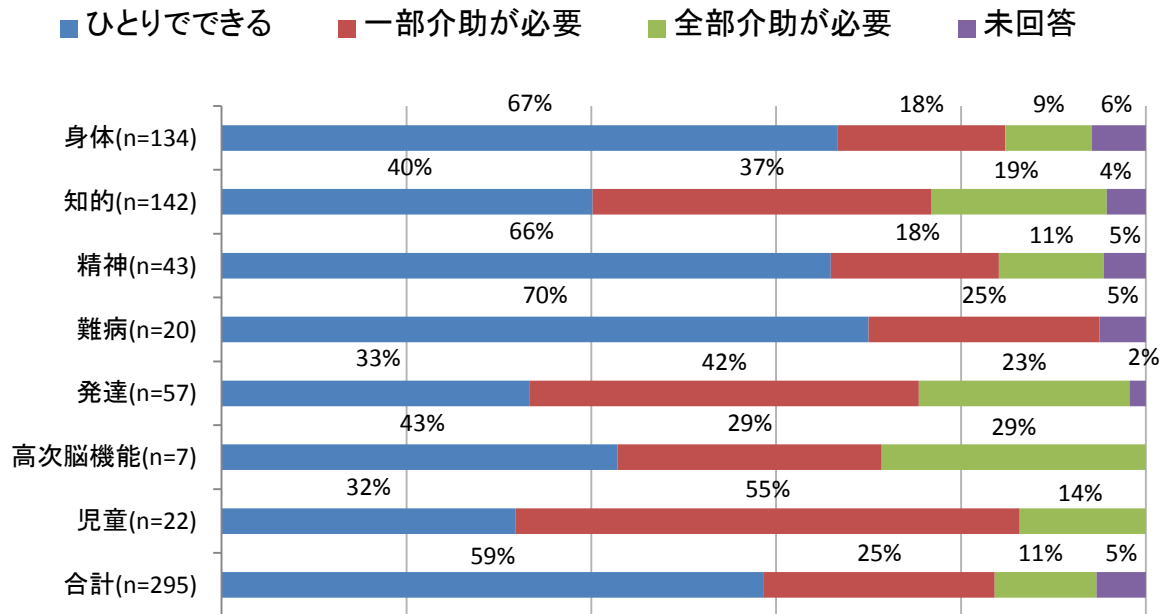
⑦ 外出



外出について、「一部介助が必要」は発達障がいのある人が46%と最も高くなっています。

問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

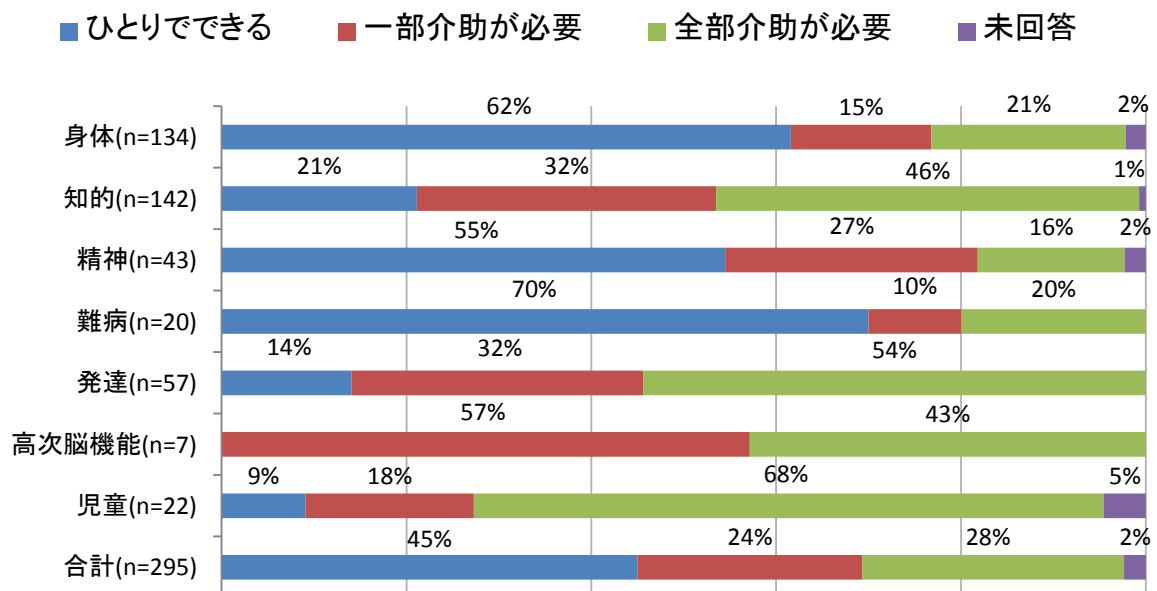
⑧ 家族以外の人との意思疎通



家族以外の人との意思疎通について、「一部介助が必要」は発達障がいのある人と知的障がいのある人が約4割を占めています。

問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

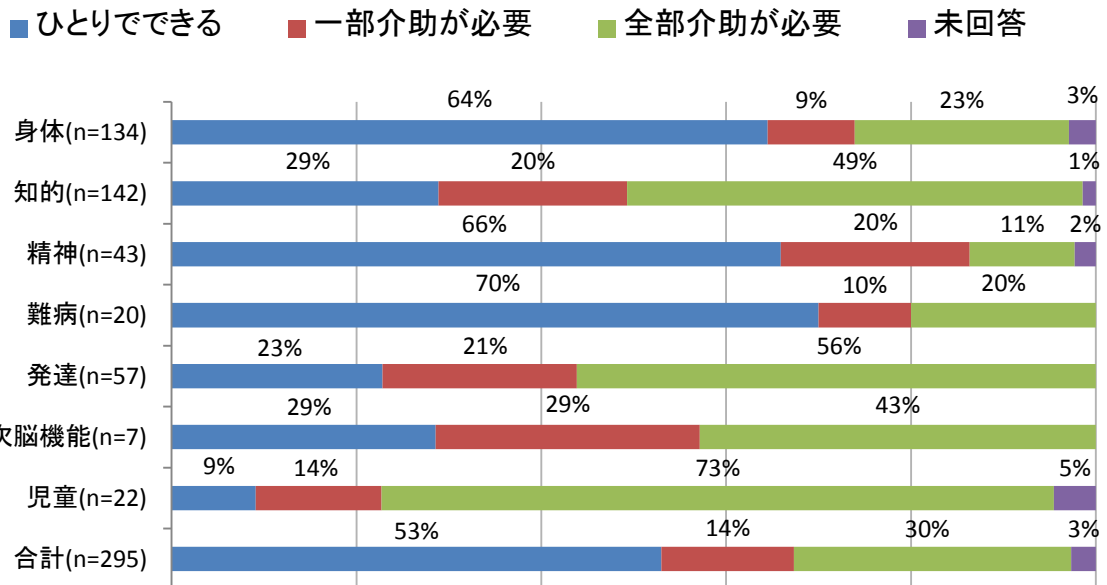
⑨ お金の管理



お金の管理については、「全部介助が必要」が知的障がいのある人、発達障がいのある人が約5割と高い割合を占めています。

問6 日常生活で次のことをどのようにしていますか

⑩薬の管理



薬の管理について、「全部介助が必要」は知的障がいのある人が49%、発達障がいのある人が56%と高い割合を占めています。

問7 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。

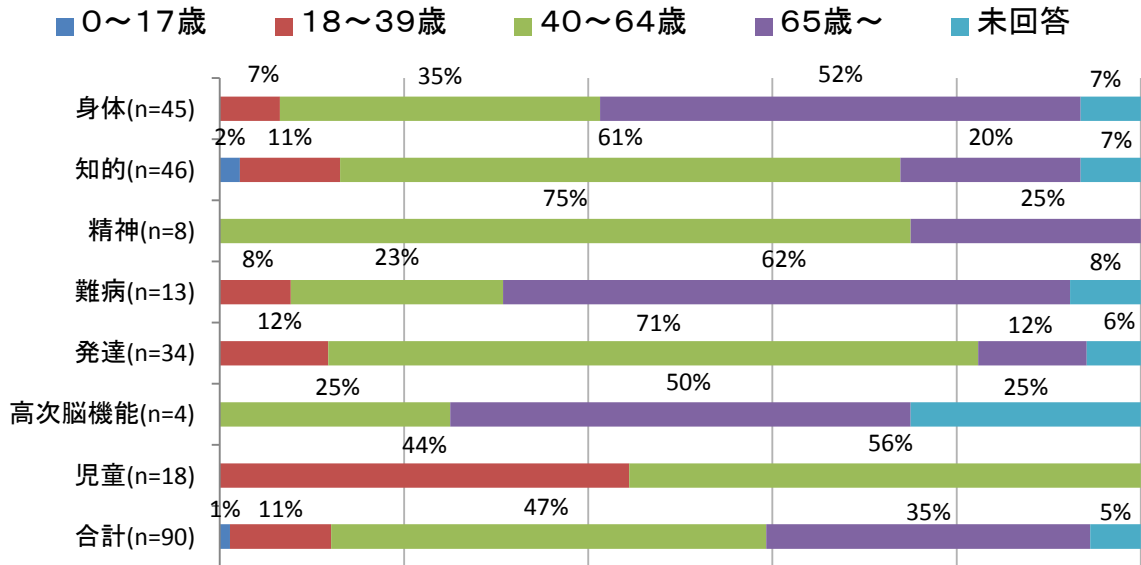
(問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方が回答)

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
父母・祖父母・きょうだい	16	18	41	33	8	30	3	17	32	55	2	25	18	78	120	35
配偶者(夫または妻)	22	25	3	2	1	4	8	44	1	2	3	38	0	0	38	11
子ども	9	10	3	2	0	0	3	17	1	2	0	0	1	4	17	5
ホームヘルパーや施設の職員	30	34	67	53	13	48	3	17	19	33	3	38	1	4	136	39
その他の人(ボランティア等)	5	6	2	2	1	4	1	6	1	2	0	0	1	4	11	3
未回答	5	6	10	8	4	15	0	0	4	7	0	0	2	9	25	7
合計	87	100	126	100	27	100	18	100	58	100	8	100	23	100	347	100

介助者については、「ホームヘルパーや施設職員」が全体で39%と最も高く、とりわけ知的障がいのある人は5割を超えています。

問8-① あなたを主に介助してくれる方の年齢をお答えください。

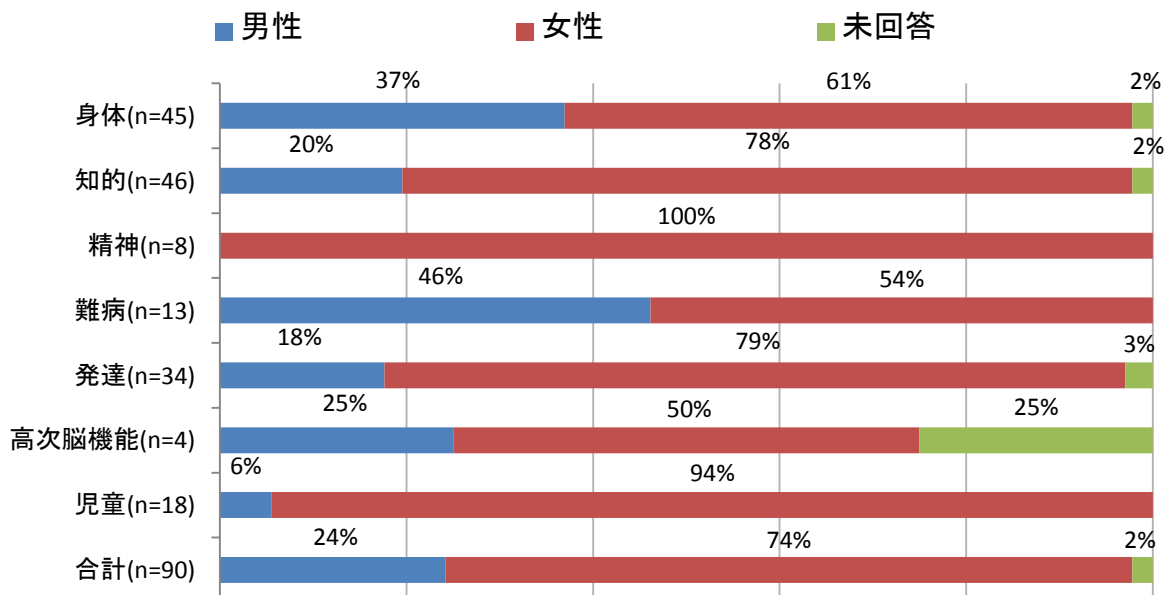
問7で「父母・祖父母・きょうだい」又は「配偶者(夫または妻)」、「子ども」と答えた方が回答



介助者の年齢について、「65歳～」は特に難病の認定を受けている人が62%と高い割合を示し、次いで身体障がいのある人が52%と高くなっています。

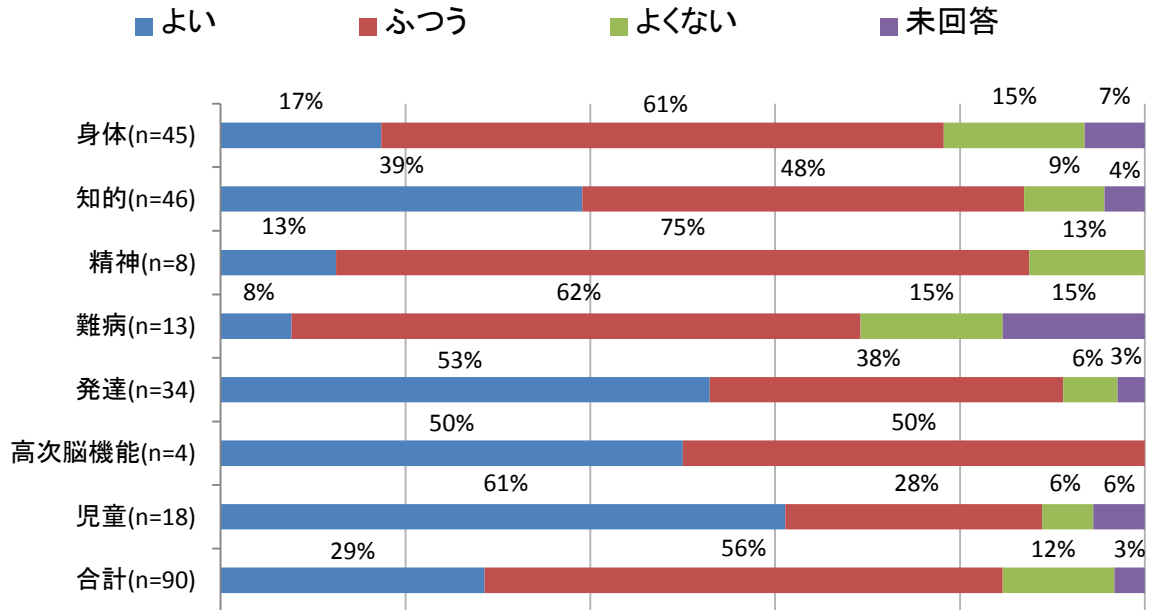
問8-② あなたを介助してくれる方の性別をお答えください。

問7で「父母・祖父母・きょうだい」又は「配偶者(夫または妻)」、「子ども」と答えた方が回答



問8-③ あなたを主に介助してくれる方の健康状態をお答えください。

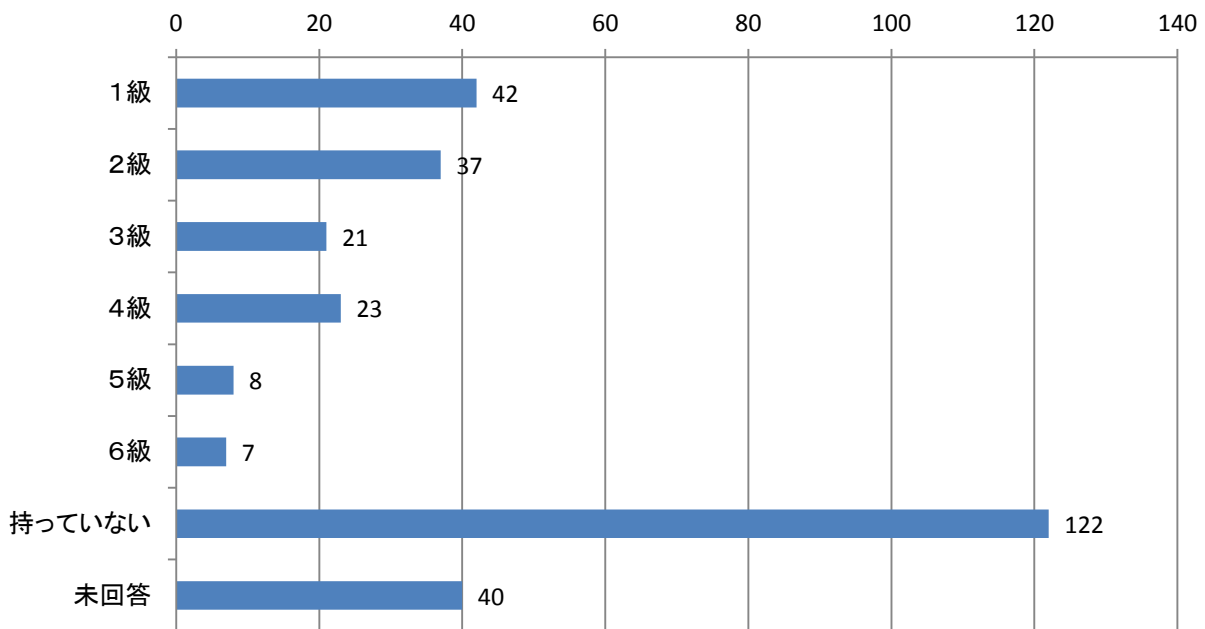
問7で「父母・祖父母・きょうだい」又は「配偶者(夫または妻)」、「子ども」と答えた方が回答



介助者の健康状態について、身体障がいのある人と難病の認定を受けている人は「よくない」が15%と、最も高くなっています。

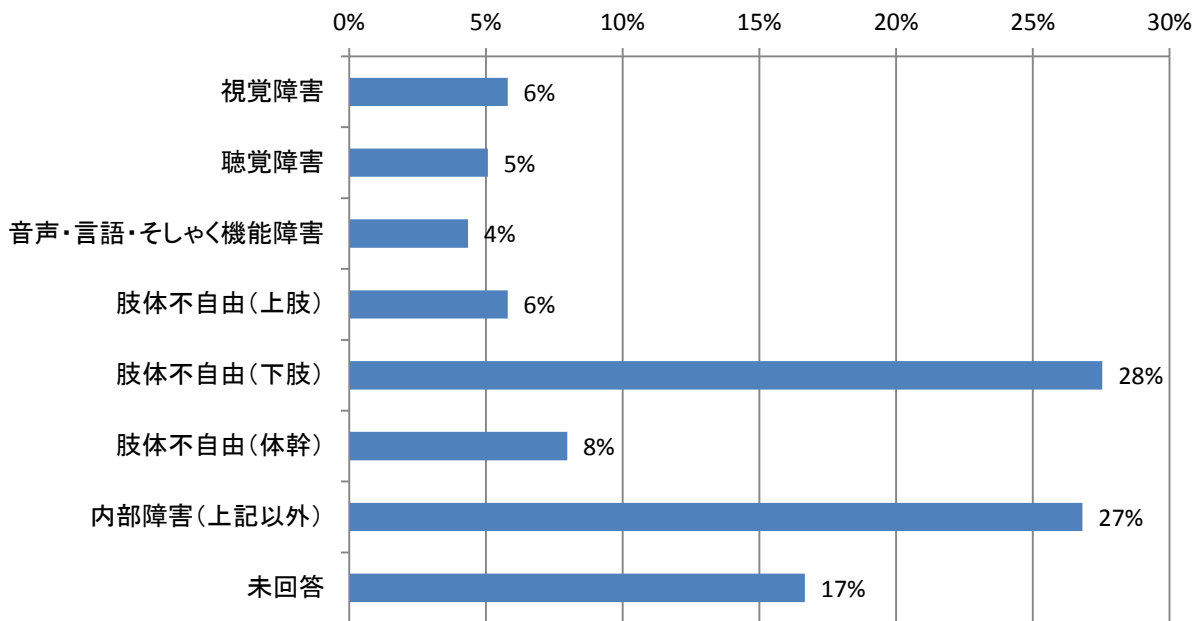
問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

件数295件



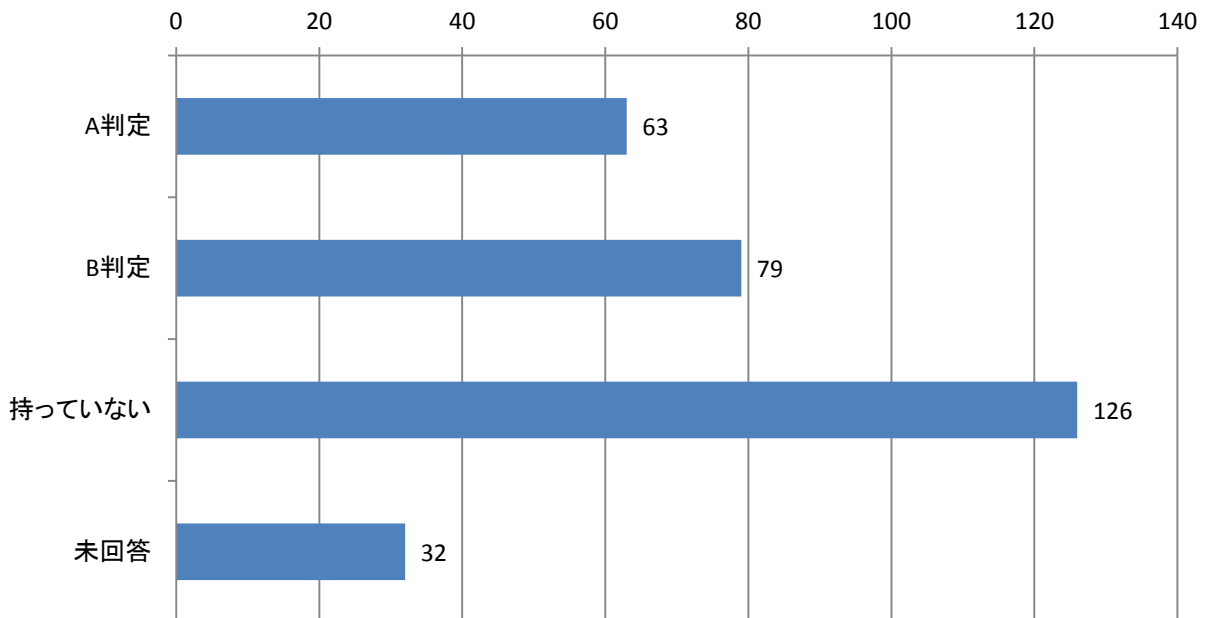
問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、 主たる障害をお答えください。

件数295件



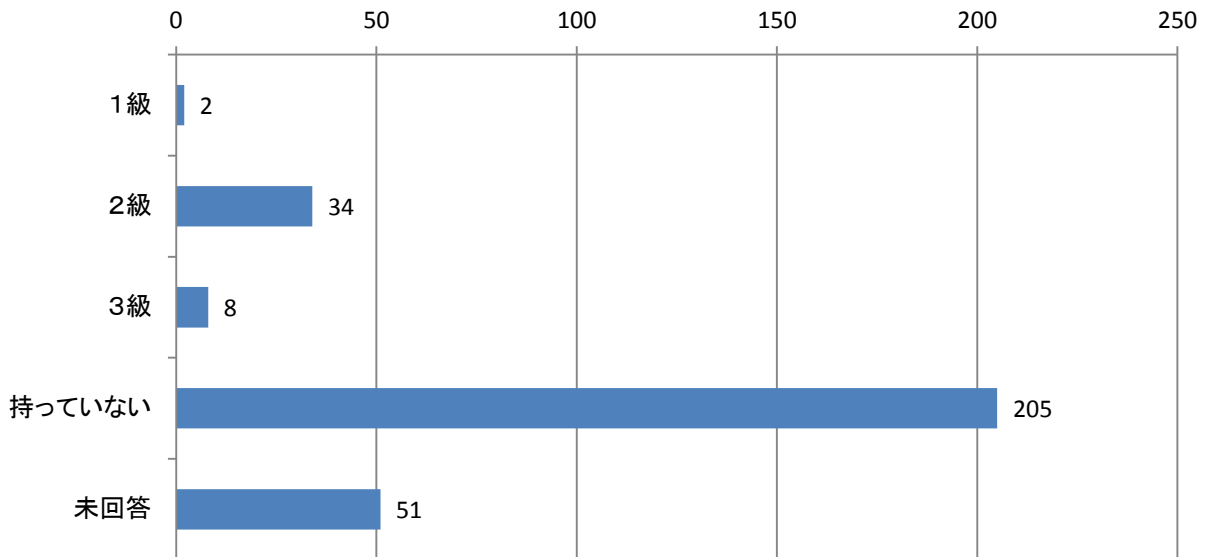
問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。

件数295件



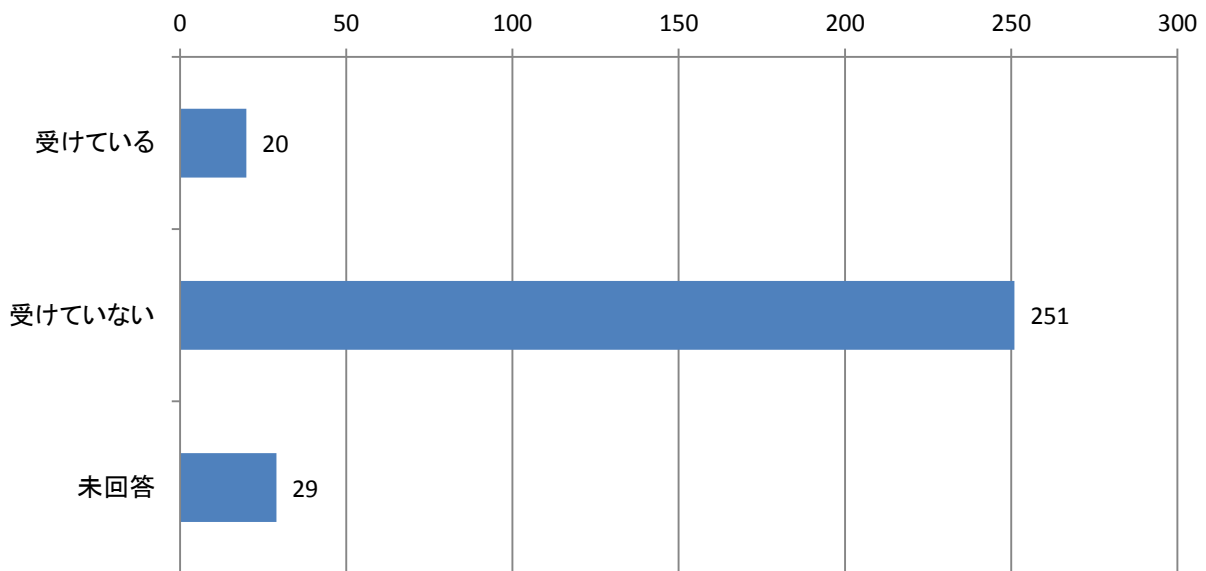
問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

件数295件



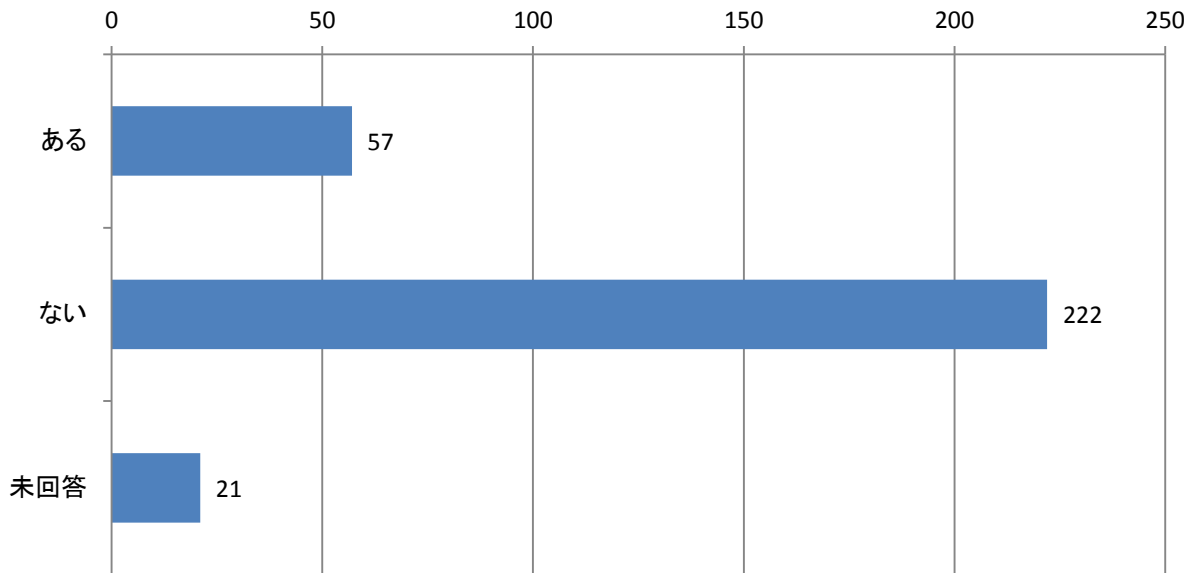
問13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。

件数295件



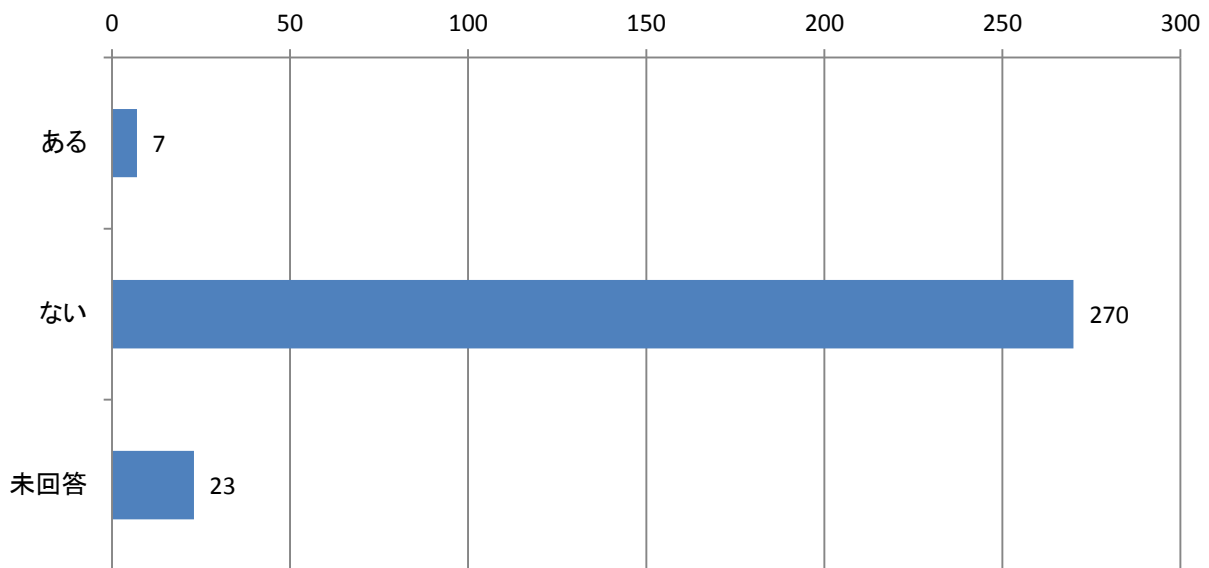
問14 あなたは発達障がいとして
診断されたことがありますか。

件数295件



問15 あなたは高次脳機能障がいとして
診断されたことがありますか。

件数295件



問16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
気管切開	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
人工呼吸器(レスピレーター)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
吸入	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
吸引	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	
胃ろう・腸ろう	5	3	1	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	7	2	
鼻腔経管栄養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中心静脈栄養(IVH)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
透析	5	3	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	0	7	2	
カテーテル留置	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	5	3	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	0	7	2	
服薬管理	40	25	44	30	13	29	7	30	16	27	1	14	2	9	123	26
その他	25	16	9	6	5	11	4	17	5	8	2	29	2	9	52	11
未回答	69	43	93	62	27	60	7	30	38	64	4	57	18	82	256	55
合計	160	100	149	100	45	100	23	100	59	100	7	100	22	100	465	100

現在受けている医療ケアについては、「服薬管理」が全体で26%と高くなっています。

問17 あなたは現在どのように暮らしていますか。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
一人で暮らしている	18	13	8	6	9	20	0	0	1	2	0	0	0	0	36	8
家族で暮らしている	89	64	59	42	23	52	18	90	38	67	3	43	21	95	251	58
グループホームで暮らしている	5	4	29	20	10	23	0	0	3	5	0	0	0	0	47	11
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	22	16	44	31	2	5	0	0	15	26	4	57	0	0	87	20
病院に入院している	2	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	3	1
その他	1	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	2	0
未回答	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	4	1
合計	138	100	142	100	44	100	20	100	57	100	7	100	22	100	430	100

現在の暮らしについては、全体では「家族で暮らしている」が最も高い割合を占めています。知的障がいのある人は51%がグループホーム及び福祉施設で暮らしています。

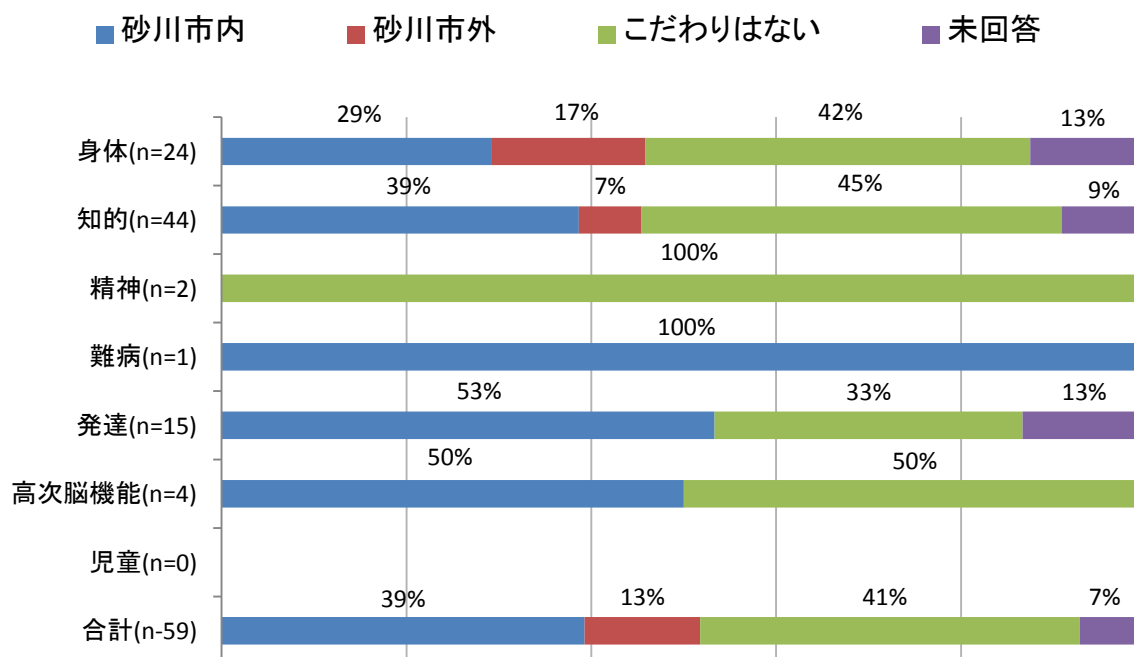
問18 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

問17で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」
又は「病院に入院している」と答えた方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
今のまま生活したい	13	54	26	59	2	100	0	0	4	27	2	50	0	0	47	52
グループホームなどを利用したい	0	0	2	5	0	0	0	0	1	7	1	25	0	0	4	4
家族と一緒に生活したい	3	13	7	16	0	0	0	0	6	40	0	0	0	0	16	18
一般の住宅で一人暮らしをしたい	1	4	1	2	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	3	3
その他	4	17	4	9	0	0	1	0	2	13	0	0	0	0	11	12
未回答	3	13	4	9	0	0	0	0	2	13	0	0	0	0	9	10
合計	24	100	44	100	2	100	1	0	15	100	4	100	0	0	90	100

問19 あなたはどの地域で生活したいと思いますか。

問17で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている。」
又は「病院に入院している。」と答えた方が回答



どの地域で生活したいかについては、「砂川市内」と「こだわりはない」がそれぞれ全体の約4割を占めています。

問20 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

問17で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」
又は「病院に入院している」と答えた方が回答

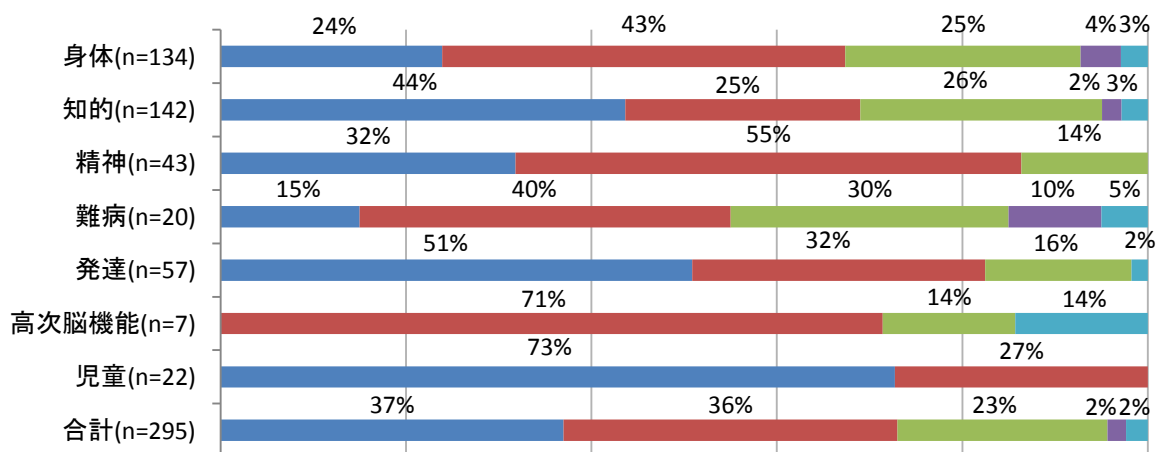
項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	10	15	13	12	0	0	0	0	5	13	1	20	0	0	29	13
障がいのある人に適した住まいの確保	11	17	17	16	2	22	0	0	6	15	0	0	0	0	36	16
必要な住宅サービスが適切に利用できること	7	11	12	11	1	11	0	0	5	13	0	0	0	0	25	11
生活訓練などの充実	7	11	10	9	1	11	0	0	6	15	1	20	0	0	25	11
経済的な負担の軽減	12	18	20	19	2	22	0	0	6	15	2	40	0	0	42	18
相談対応などの充実	6	9	10	9	1	11	0	0	5	13	0	0	0	0	22	10
地域住民などの理解	6	9	15	14	2	22	0	0	4	10	0	0	0	0	27	12
その他	3	5	6	6	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	11	5
未回答	4	6	5	5	0	0	0	0	2	5	1	20	0	0	12	5
合計	66	100	108	100	9	100	1	0	40	100	5	100	0	0	229	100

その他回答・・・「病気が治ること」、「ご家族が受け入れてくれること」等

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が最も高い割合を示しており、特に精神障がいのある人は22%を占めています。

問21 あなたは1週間にどのくらい外出しますか。

- 毎日外出する
- 1週間に数回外出する
- めったに外出しない
- まったく外出しない
- 未回答



1週間にどのくらい外出するかについては、「毎日外出する」は難病の認定を受けている人が15%と低くなっています。

問22 あなたが外出する際の主な同伴者はどなたですか。

問21で「まったく外出しない」以外と答えた方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
父母・祖父母・きょうだい	18	14	43	32	10	23	5	29	30	54	1	17	17	77	124	30
配偶者(夫または妻)	24	19	2	1	4	9	5	29	0	0	2	33	1	5	38	9
子ども	8	6	1	1	0	0	3	18	0	0	0	0	0	0	12	3
ホームヘルパーや施設の職員	17	13	47	35	5	11	0	0	13	23	1	17	0	0	83	20
その他の人(ボランティア等)	0	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0
一人で外出する	47	36	37	27	21	48	2	12	9	16	2	33	1	5	119	29
未回答	15	12	5	4	4	9	2	12	3	5	0	0	3	14	32	8
合計	129	100	136	100	44	100	17	100	56	100	6	100	22	100	410	100

外出時の主な同伴者については、「父母、祖父母、きょうだい」は発達障がいのある人が54%、「一人で外出する」は精神障がいのある人が48%と高い割合を占めています。

問23 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

問21で「まったく外出しない」以外と答えた方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
通勤・通学・通所	31	10	77	23	26	20	2	5	34	23	2	12	20	31	192	18
訓練やリハビリに行く	15	5	9	3	6	5	4	10	6	4	2	12	4	6	46	4
病院への受診	88	27	65	19	30	23	14	34	25	17	5	29	9	14	236	22
買い物に行く	82	25	104	31	32	25	10	24	42	28	5	29	17	26	292	27
友人・知人に会う	30	9	16	5	11	8	1	2	9	6	0	0	4	6	71	7
趣味やスポーツをする	16	5	17	5	8	6	1	2	7	5	0	0	5	8	54	5
グループ活動に参加する	12	4	5	1	3	2	1	2	4	3	1	6	2	3	28	3
散歩に行く	33	10	34	10	7	5	5	12	17	11	2	12	3	5	101	10
その他	8	2	10	3	5	4	1	2	2	1	0	0	0	0	26	2
未回答	7	2	2	1	2	2	2	5	2	1	0	0	1	2	16	2
合計	322	100	339	100	130	100	41	100	148	100	17	100	65	100	1062	100

その他回答・・・「病院のデイケア」、「実家への帰省」、「施設の行事」、「図書館」等
 外出の目的については、いずれも「病院への受診」、「買い物に行く」が高い割合を占めています。

問24 外出する時に困ることは何ですか。

問21で「まったく外出しない」以外と答えた方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
公共交通機関が少ない(ない)	29	11	38	15	14	16	5	15	9	8	1	17	3	7	99	12
列車やバスの乗り降りが困難	31	12	19	7	4	4	4	12	11	9	0	0	4	9	73	9
道路や駅に階段や段差が多い	41	16	21	8	3	3	5	15	8	7	0	0	5	11	83	10
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	12	5	31	12	4	4	2	6	14	12	0	0	2	5	65	8
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	29	11	18	7	3	3	4	12	8	7	0	0	8	18	70	9
介助者が確保できない	13	5	14	5	2	2	1	3	9	8	0	0	2	5	41	5
外出にお金がかかる	28	11	19	7	21	23	4	12	8	7	2	33	3	7	85	11
周りの人の目が気になる	8	3	15	6	11	12	0	0	9	8	0	0	2	5	45	6
発作など突然の身体の変化が心配	20	8	9	4	6	7	3	9	4	3	1	17	0	0	43	5
困ったときにどうすればいいのか心配	14	5	33	13	11	12	2	6	20	17	1	17	4	9	85	11
その他	5	2	5	2	5	6	0	0	3	3	0	0	1	2	19	2
未回答	32	12	33	13	6	7	3	9	15	13	1	17	10	23	100	12
合計	262	100	255	100	90	100	33	100	118	100	6	100	44	100	808	100

その他回答・・・「バス等の公共交通機関の待ち時間が長い」、「有料駐車場でお金を入れるのが困難」
「単独での外出経験が少なく、不安」等

外出時に困ることとしては、身体障がいのある人は「道路や駅に階段が多い」が16%と割合が高く、知的障がいのある人は「公共交通機関が少ない(ない)」が15%と最も割合が高くなっています。精神障がいのある人については、「外出にお金がかかる」が23%と最も高い割合を示しています。

問25 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事している	17	13	9	6	3	7	1	5	4	7	0	0	0	0	34	8
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
専業主婦(夫)をしている	12	9	2	1	1	2	1	5	2	4	0	0	0	0	18	4
福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	18	14	69	49	21	51	0	0	20	36	3	43	0	0	131	32
病院などのデイケアに通っている	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
リハビリテーションを受けている	2	2	1	1	0	0	2	10	0	0	0	0	0	0	5	1
自宅で過ごしている	51	39	10	7	13	32	13	65	6	11	1	14	2	10	96	23
入所している施設や病院等で過ごしている	18	14	34	24	2	5	1	5	11	20	2	29	0	0	68	16
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(小中高等部)に通っている	2	2	4	3	0	0	0	0	4	7	0	0	4	20	14	3
一般の高校、小中学校に通っている	2	2	6	4	0	0	0	0	6	11	0	0	8	40	22	5
幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	1	1	1	1	0	0	0	0	2	4	0	0	5	25	9	2
その他	2	2	2	1	1	2	2	10	1	2	1	14	1	5	10	2
未回答	7	5	2	1	3	7	0	0	1	2	0	0	2	10	15	4
合計	131	100	140	100	41	100	20	100	56	100	7	100	20	100	415	100

その他回答・・・「透析をしている」、「養護学校へ通学後、放課後デイサービスを利用」等

平日の日中の過ごし方については、知的障がいのある人、精神障がいのある人は「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」が約5割を占めており、身体障がいのある人は約4割が「自宅で過ごしている」となっています。

問26 どのような勤務形態で働いていますか。

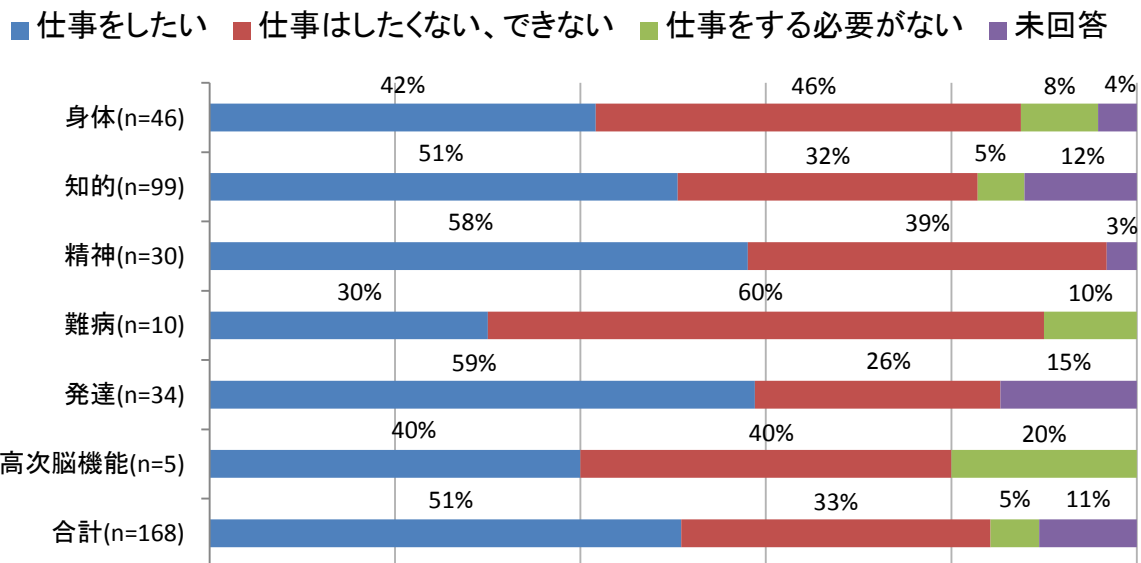
問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	8	47	4	44	0	0	0	0	1	25	0	0	13	38
正職員で短時間勤務などの障がい者への配慮がある	0	0	0	0	1	33	0	0	0	0	0	0	1	3
パート・アルバイトなど	5	29	3	33	2	67	1	0	2	50	0	0	13	38
自営業、農林水産業	2	12	1	11	0	0	0	0	1	25	0	0	4	12
その他	1	6	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6
未回答	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
合計	17	100	9	100	3	100	1	0	4	100	0	0	34	100

勤務形態については、「正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない」及び「パート・アルバイトなど」がそれぞれ全体で38%を占めています。特に、身体障がいのある人は47%と高い割合を示しています。

問27 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

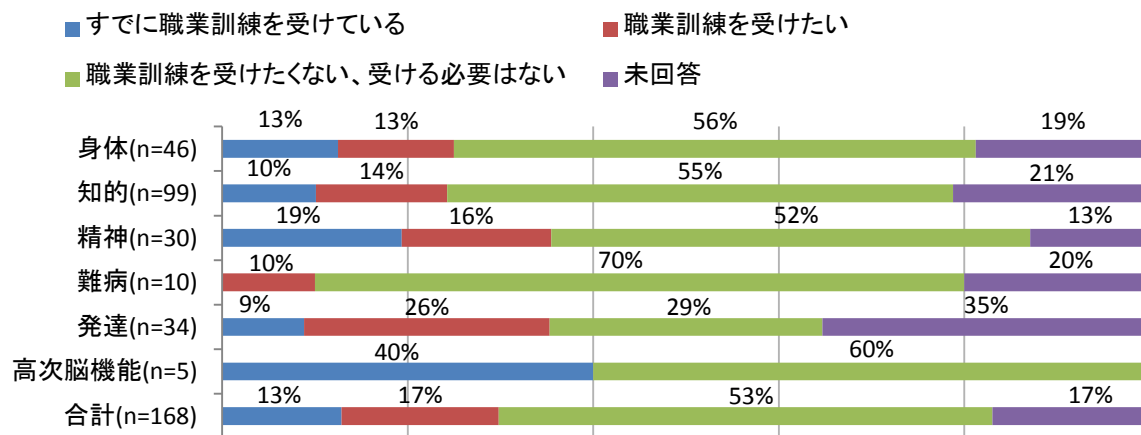
問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外と答えた方で、18～64歳の方が回答



今後収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が発達障がいのある人が59%、次いで精神障がいのある人が58%と高い割合を占めています。

問28 収入を得る仕事をするために、 職業訓練などを受けたいと思いますか。

問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外と答えた方で、18～64歳の方が回答



職業訓練などを受けたいかについては、「すでに職業訓練を受けている」又は「職業訓練を受けたい」が全体の30%を占めています。特に、精神障がいのある人と発達障がいのある人が、35%と高くなっています。

問29 あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外と答えた方で、18～64歳の方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
通勤手段の確保	11	8	23	9	13	11	1	5	8	8	0	0	56	9
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	13	9	14	5	5	4	0	0	9	9	0	0	41	6
短時間勤務や勤務日数などの配慮	21	15	29	11	15	13	4	18	11	11	0	0	80	12
在宅勤務の拡充	6	4	7	3	4	3	1	5	2	2	0	0	20	3
職場の障がいへの理解	22	15	42	16	19	16	4	18	16	16	0	0	103	16
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	20	14	32	12	19	16	3	14	12	12	3	43	89	14
職場で介助や援助などが受けられること	12	8	28	10	8	7	1	5	10	10	1	14	60	9
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	8	6	25	9	12	10	2	9	16	16	1	14	64	10
企業ニーズに合った就労訓練	4	3	12	4	5	4	0	0	1	1	0	0	22	3
仕事についての職場外での相談対応、支援	9	6	24	9	13	11	1	5	5	5	0	0	52	8
その他	2	1	8	3	2	2	0	0	0	0	0	0	12	2
未回答	14	10	25	9	4	3	5	23	7	7	2	29	57	9
合計	142	100	269	100	119	100	22	100	97	100	7	100	656	100

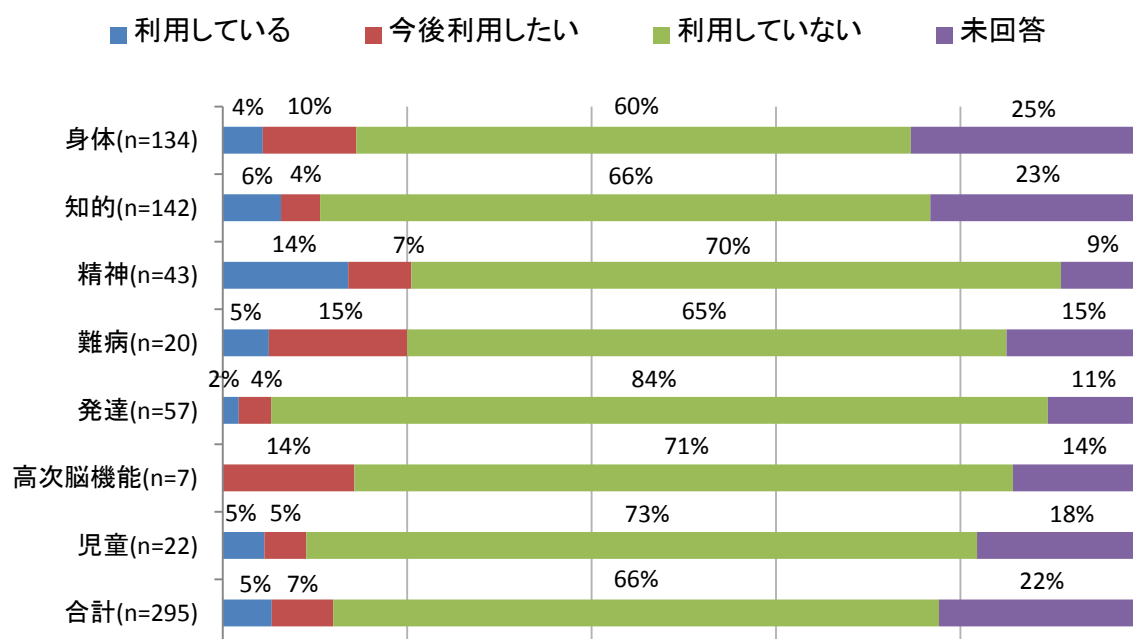
障がいのある人の就労支援として必要なことについて、「職場の障がいへの理解」が全体で16%と最も高く、特に難病の認定を受けている人は18%と高い割合を占めています。

問30 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
区分1	1	1	1	1	1	2	0	0	1	2	0	0	4	1
区分2	5	4	12	8	3	7	1	5	1	2	0	0	22	5
区分3	3	2	13	9	2	5	2	10	5	9	1	14	26	6
区分4	5	4	19	13	0	0	0	0	7	12	3	43	34	8
区分5	5	4	17	12	1	2	0	0	6	11	0	0	29	7
区分6	8	6	12	8	1	2	0	0	4	7	0	0	25	6
非該当	2	1	1	1	1	2	1	5	0	0	0	0	5	1
受けていない	83	60	37	26	20	45	11	55	19	33	2	29	172	42
未回答	26	19	30	21	15	34	5	25	14	25	1	14	91	22
合計	138	100	142	100	44	100	20	100	57	100	7	100	408	100

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。

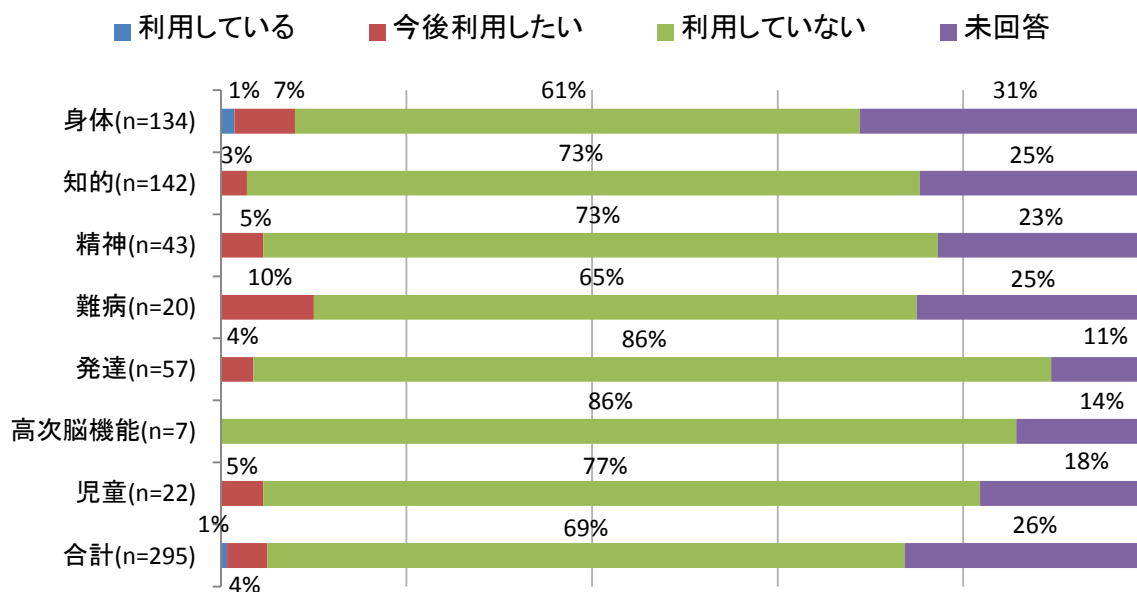
①居宅介護(ホームヘルプ)



居宅介護(ホームヘルプ)について、「今後利用したい」は難病の認定を受けている人が15%と、他に比べ高い割合を占めています。

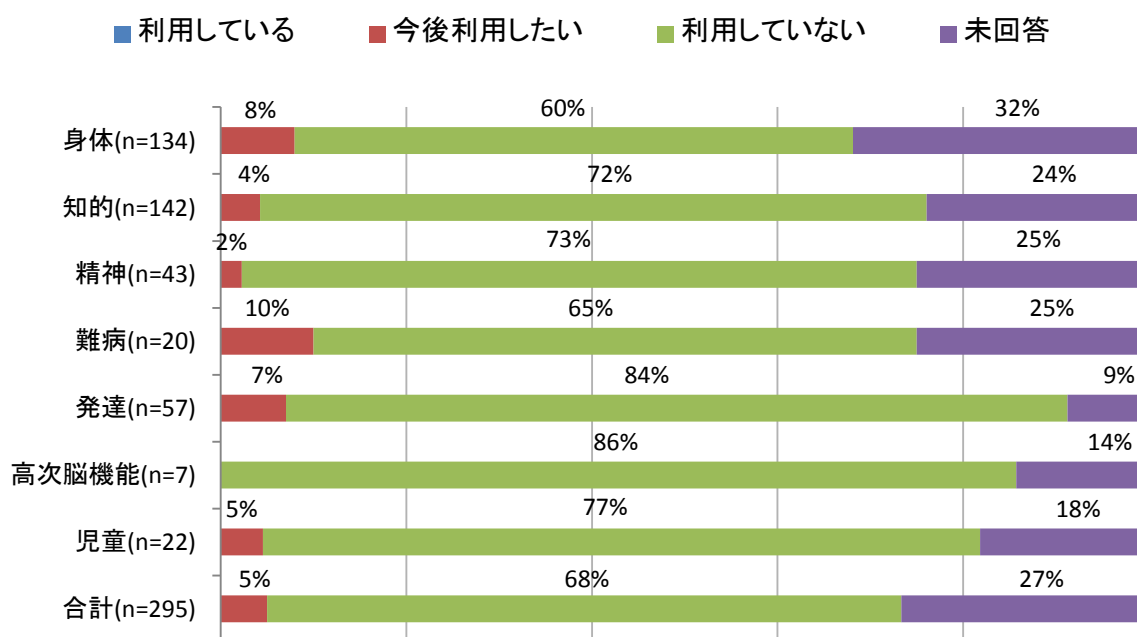
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

②重度訪問介護



問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

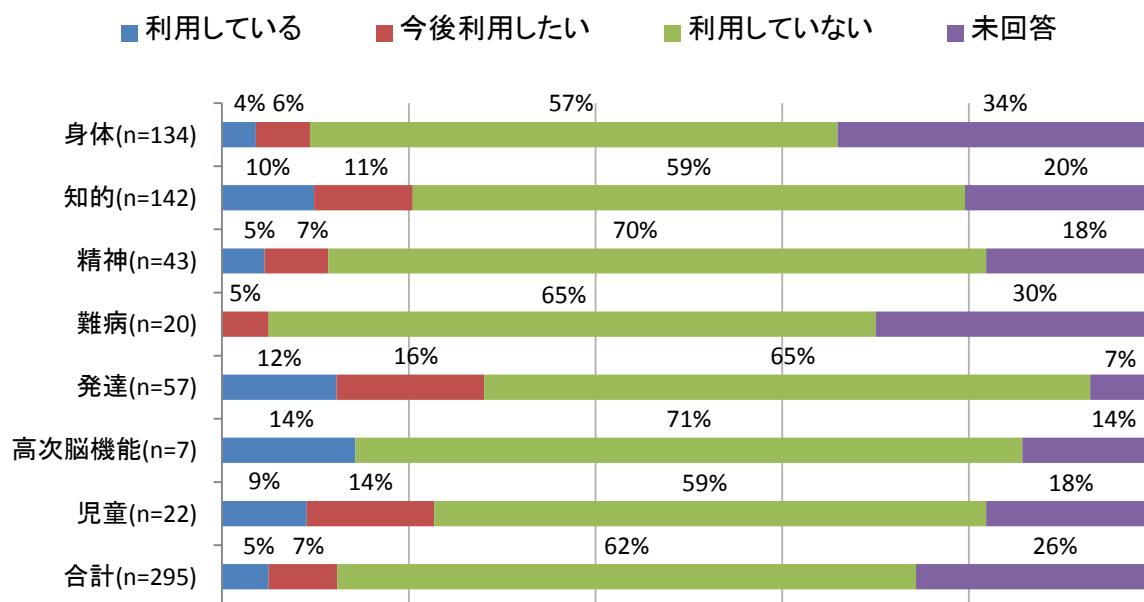
③同行援護



同行援護について、「今後利用したい」は難病の認定を受けている人が10%となっています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

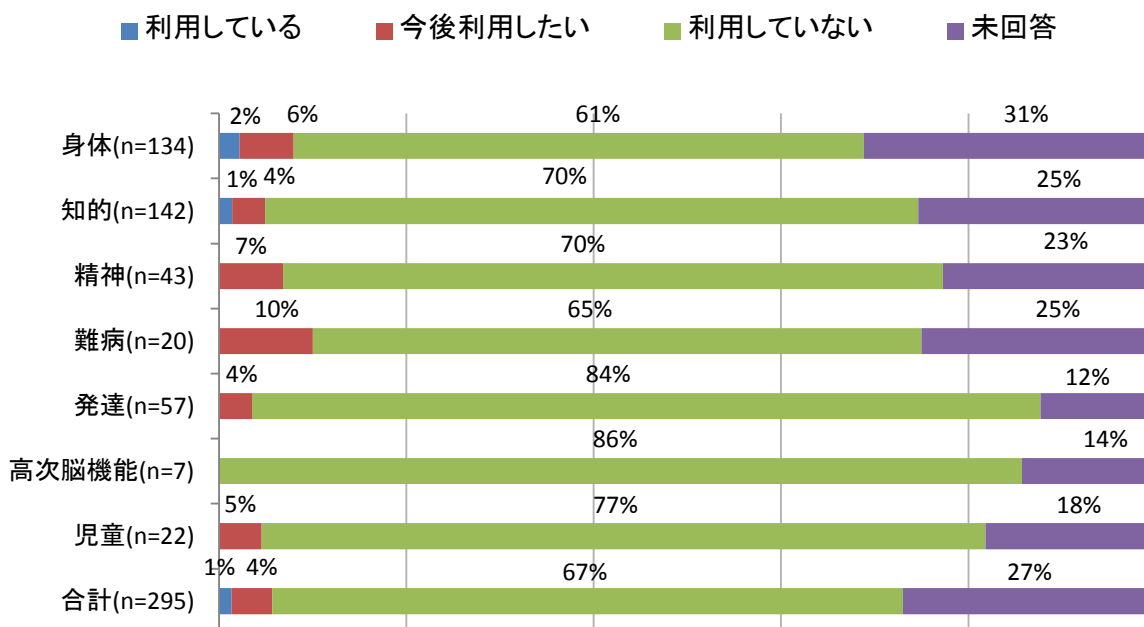
④行動援護



行動援護については、発達障がいのある人の16%が「今後利用したい」と回答しています。

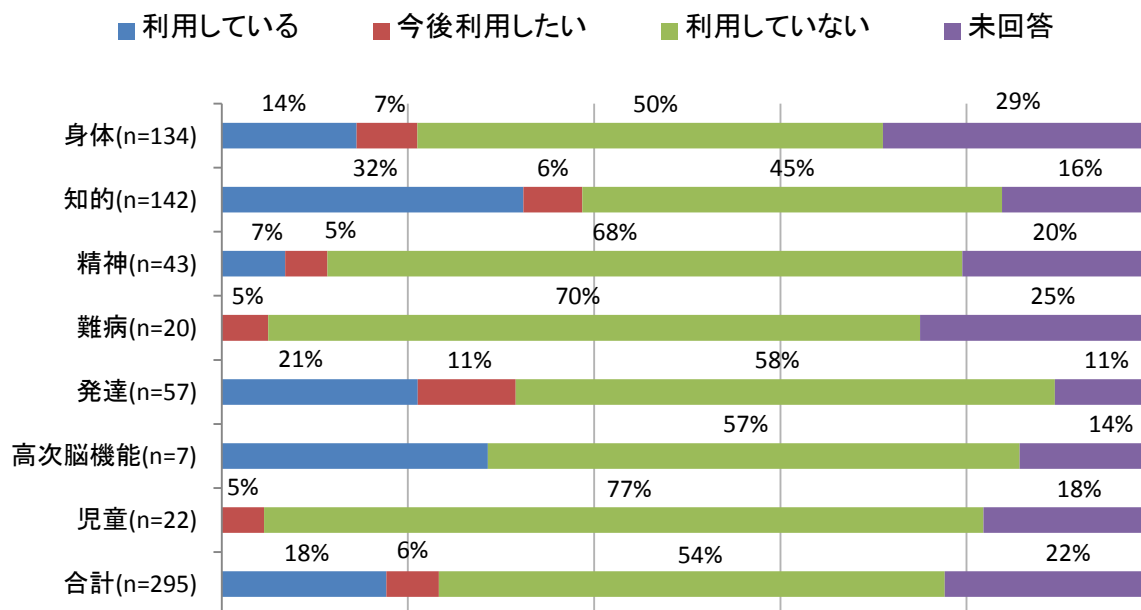
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

⑤重度障害者等包括支援



問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

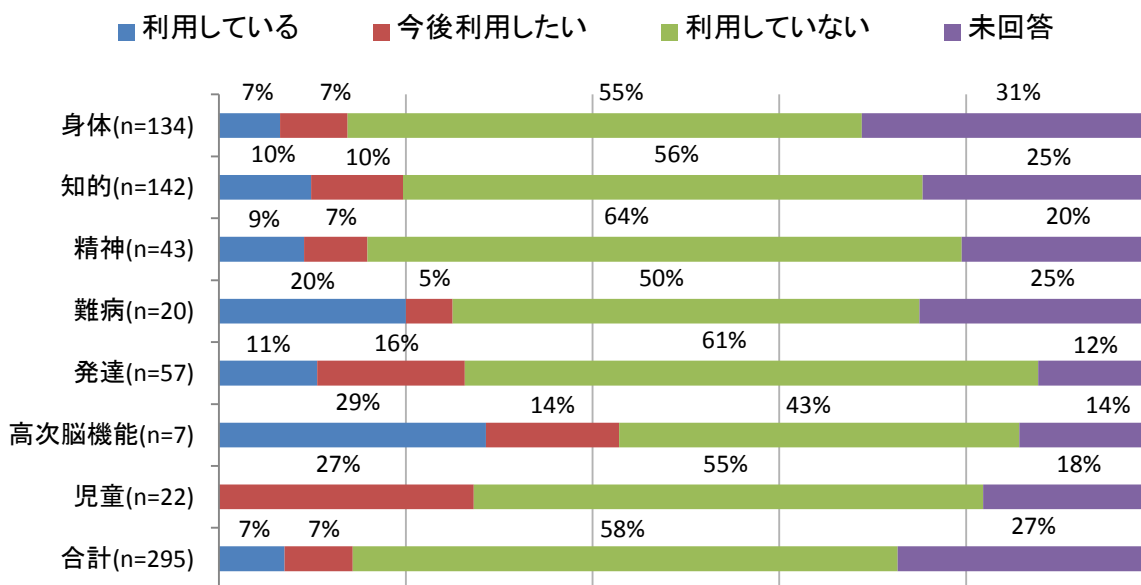
⑥生活介護



生活介護について、知的障がいのある人が32%が利用しており、最も高い割合を占めています。「今後利用したい」については発達障がいのある人が11%となっています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

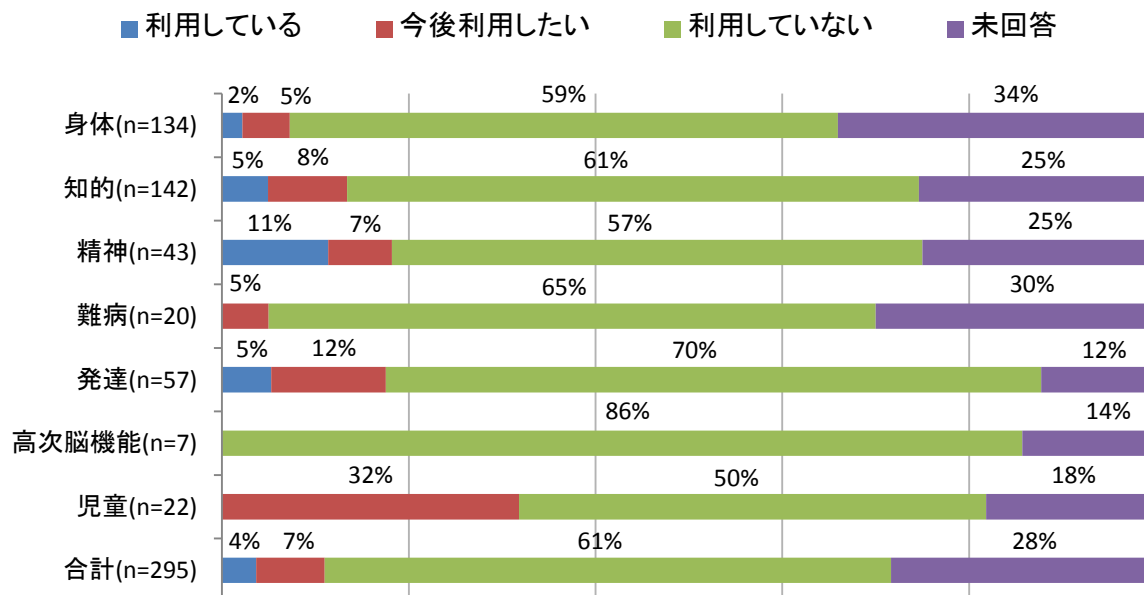
⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)



自立訓練(機能訓練、生活訓練)について、「今後利用したい」は障がいのある子どもが27%と高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

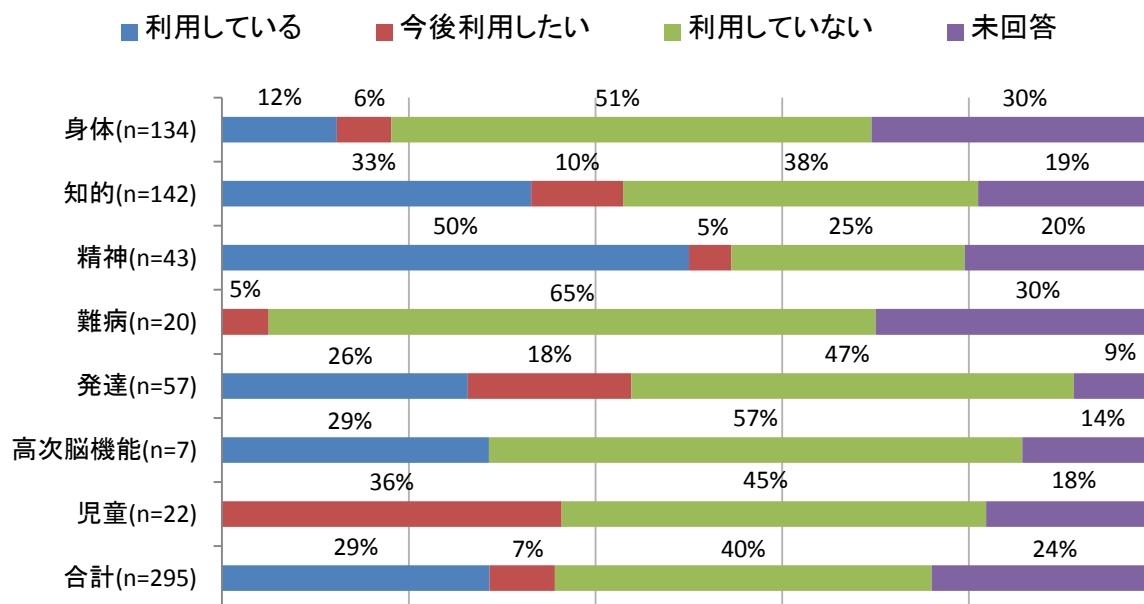
⑧就労移行支援



就労移行支援について、「利用している」は精神障がいのある人が11%と最も高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

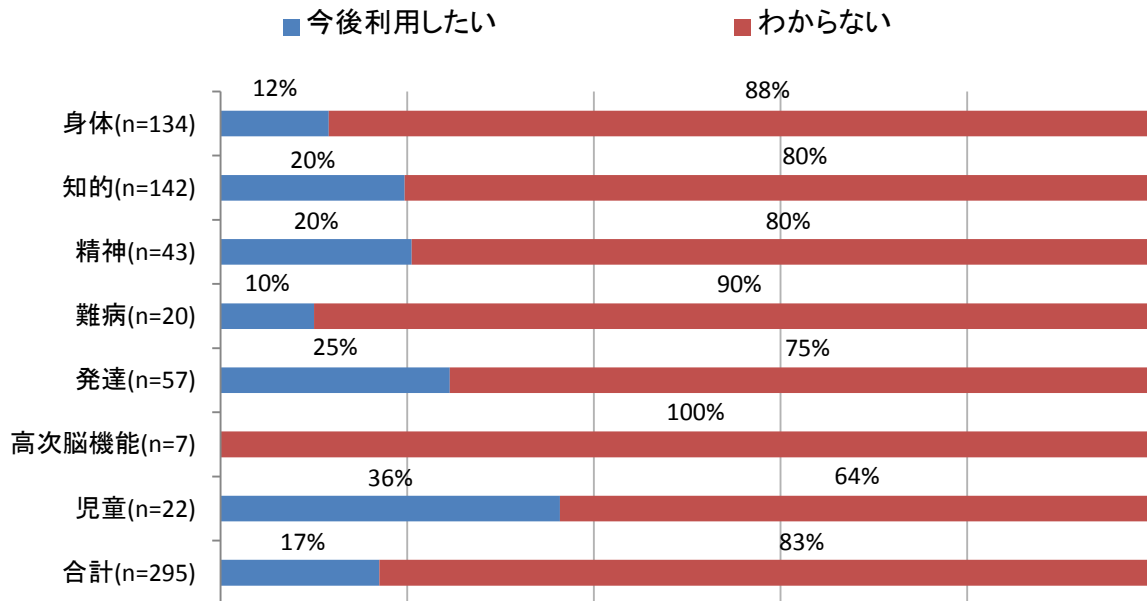
⑨就労継続支援(A型、B型)



就労継続支援(A型、B型)について、「利用している」は精神障がいのある人が50%と最も高く、次いで知的障がいのある人が33%と高い割合を占めています。

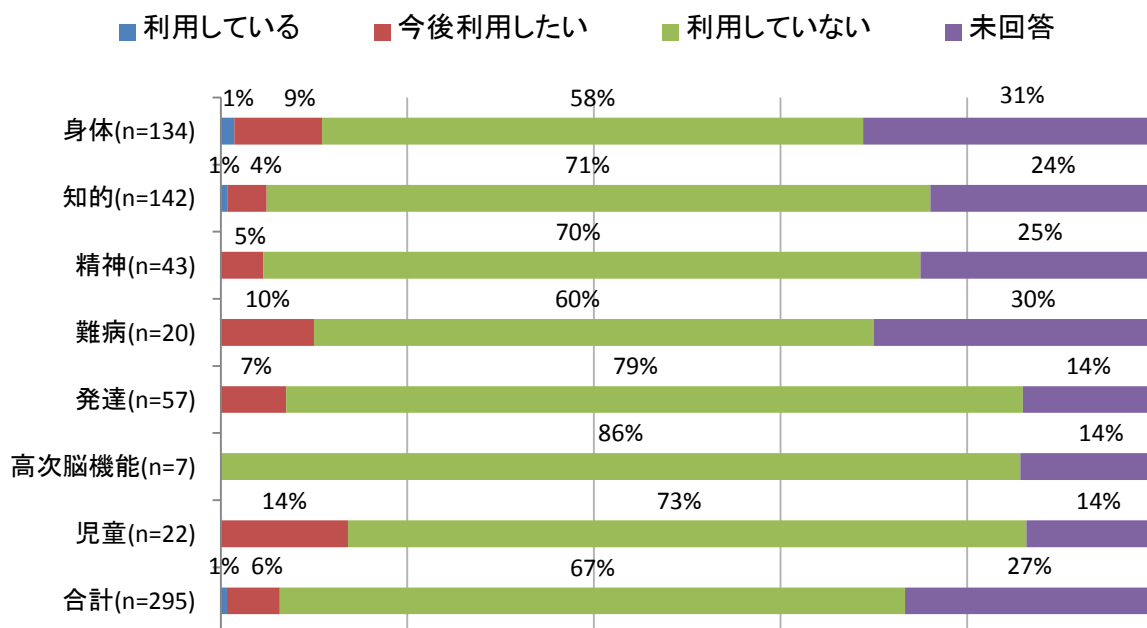
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

⑩就労定着支援【今後始まる新しいサービスです】

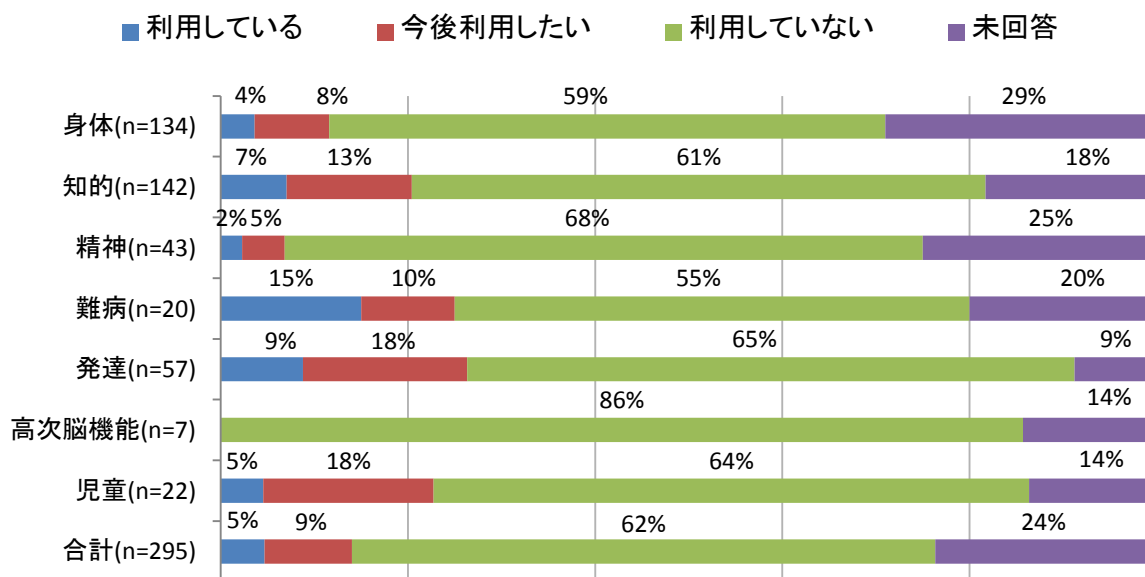


問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

⑪療養介護

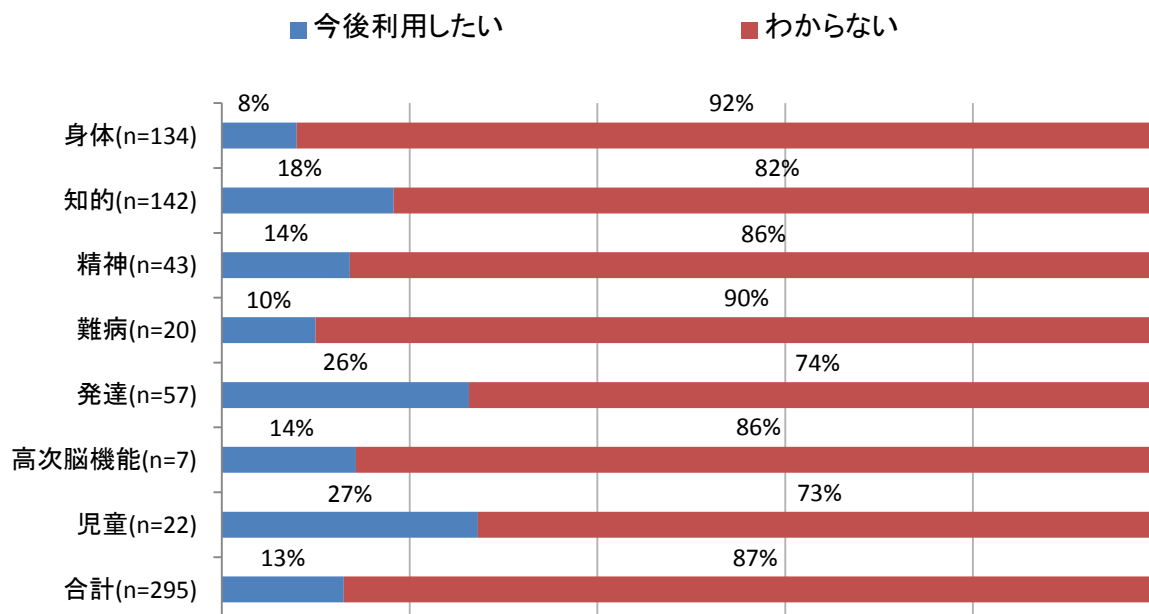


問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。
⑫短期入所(ショートステイ)

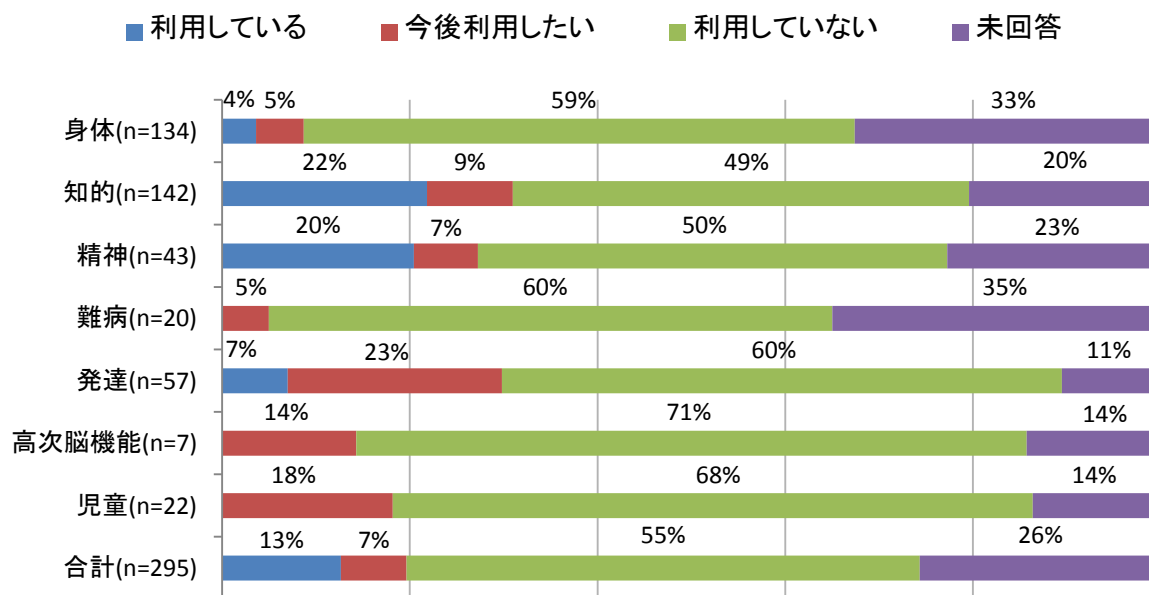


短期入所(ショートステイ)について、発達障がいのある人、障がいのある子どもの18%が「今後利用したい」回答しています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。
⑬自立生活援助【今後始まる新しいサービスです】

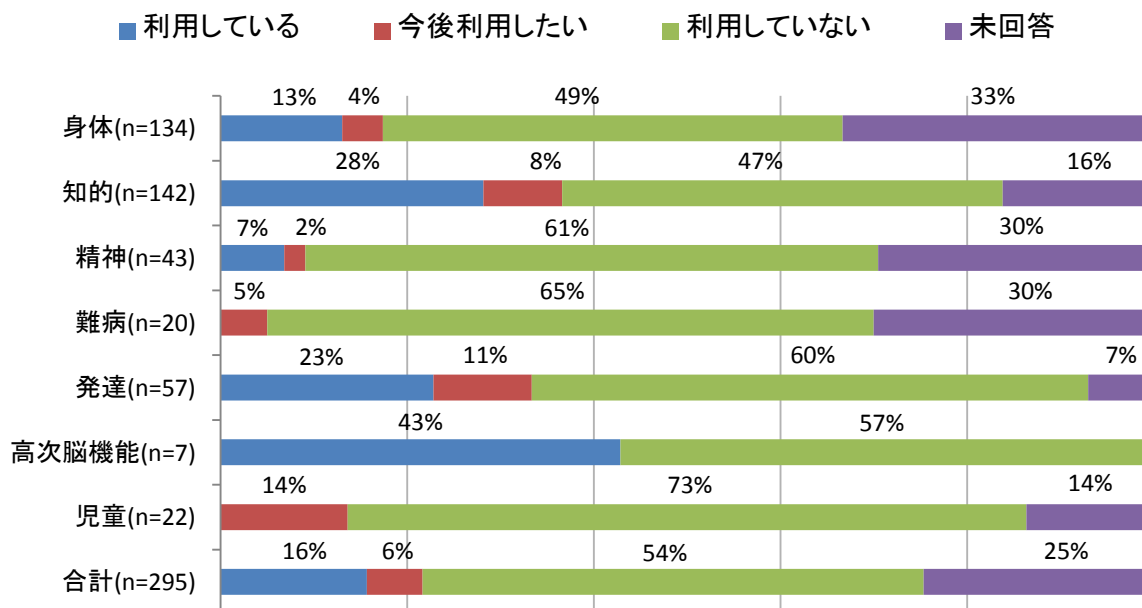


問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。
⑭ 共同生活援助(グループホーム)



共同生活援助(グループホーム)について、「利用している」は知的障がいのある人、精神障がいのある人約2割と高い割合を占めています。

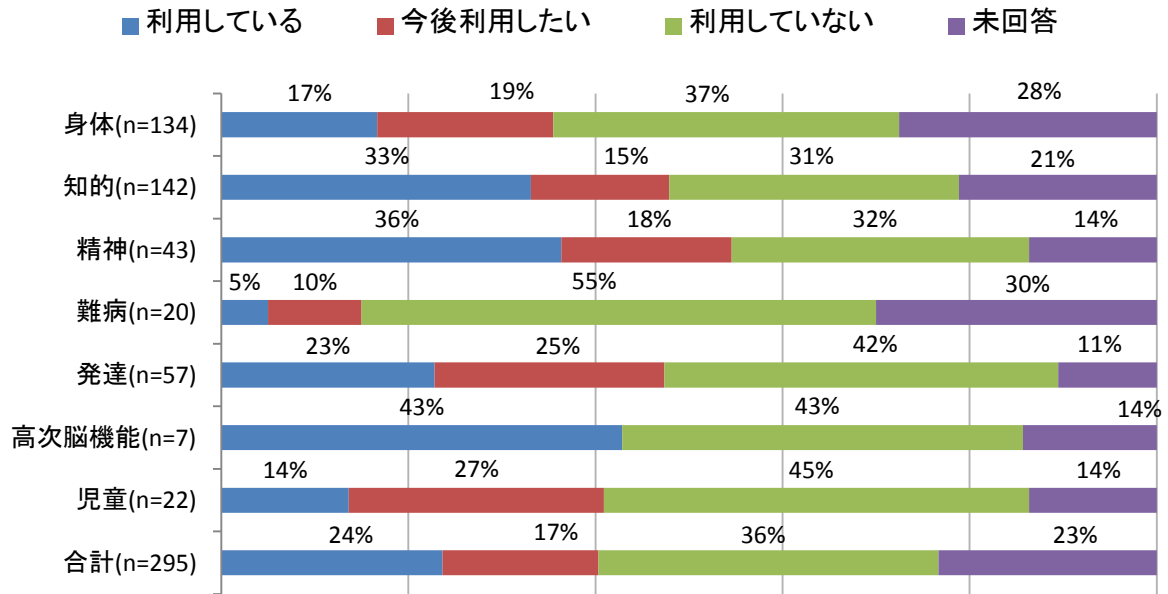
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。
⑮ 施設入所支援



施設入所支援について、「利用している」は高次脳機能障がいのある人が43%、知的障がいのある人が28%と高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

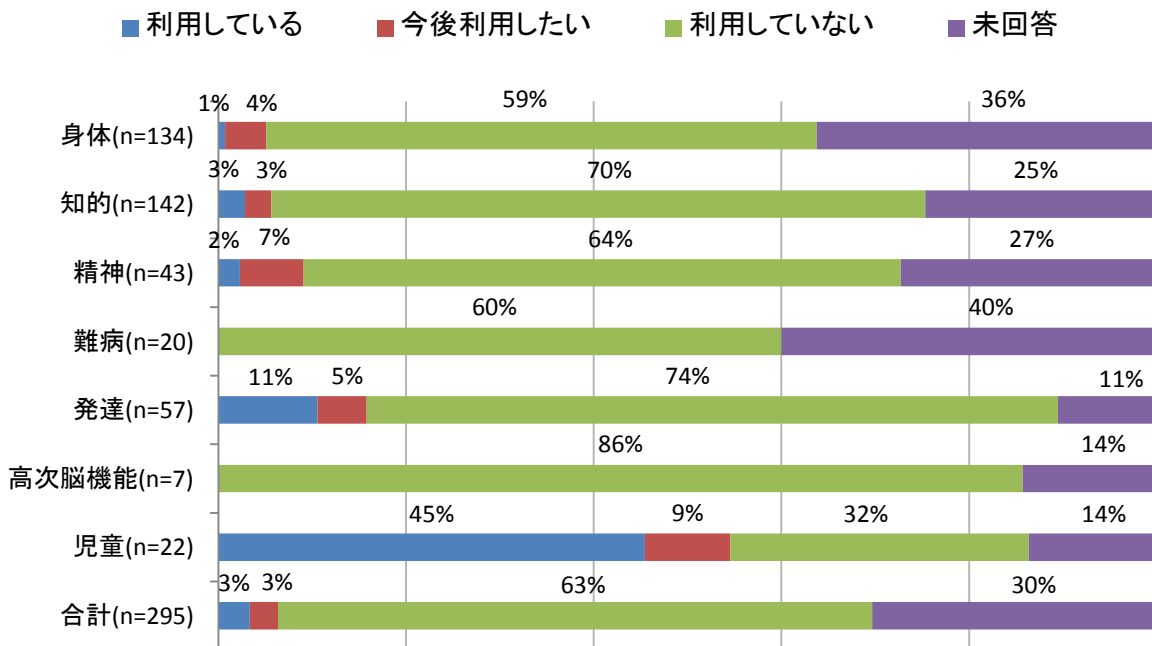
⑩相談支援



相談支援について、「今後利用したい」が全体で17%と、他のサービスと比べて高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

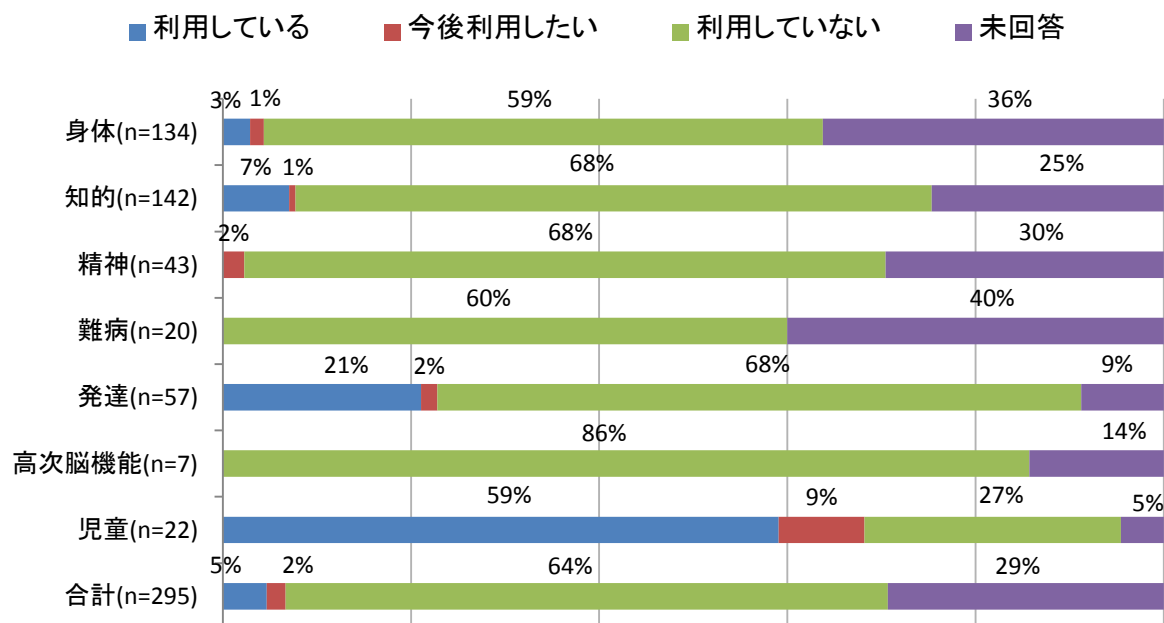
⑪児童発達支援



児童発達支援について、障がいのある子どもの45%が「利用している」と回答しています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

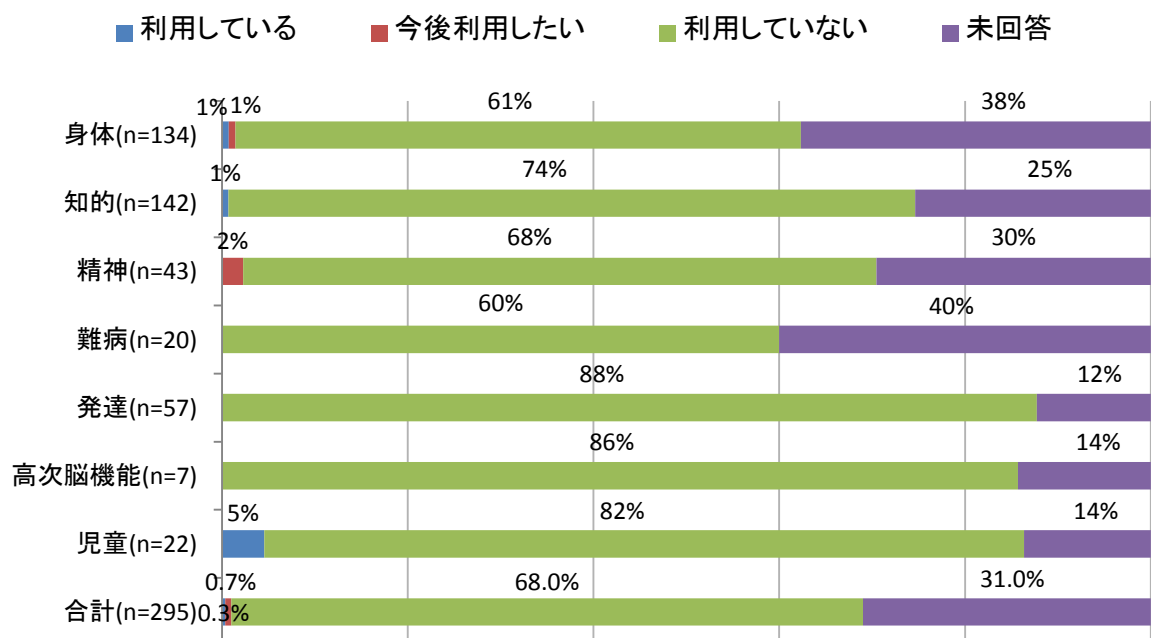
⑱放課後等デイサービス



放課後等デイサービスについて、障がいのある子どもの59%「利用している」と回答しています。

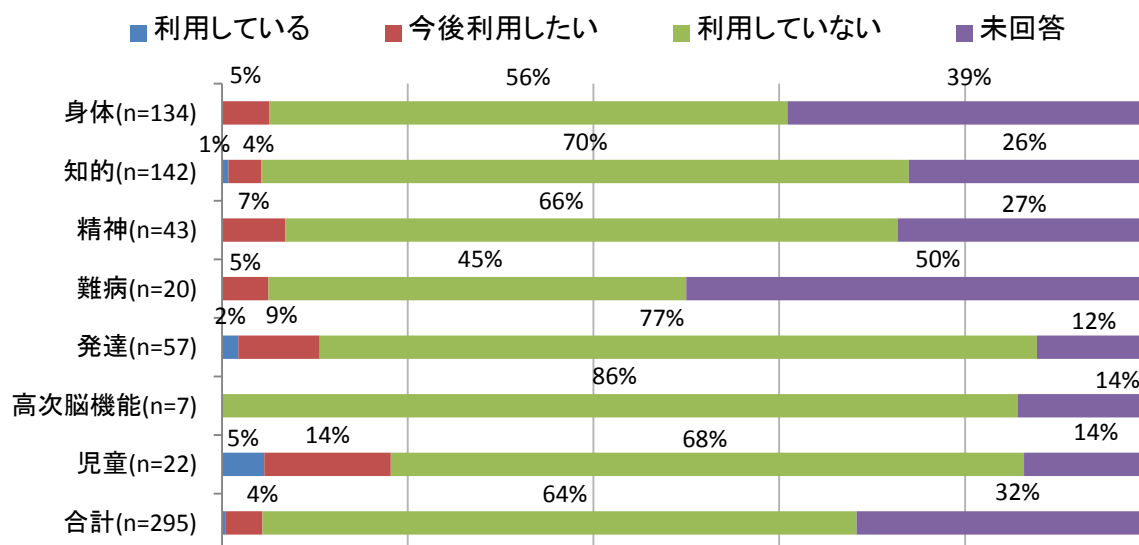
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

⑲保育所等訪問支援



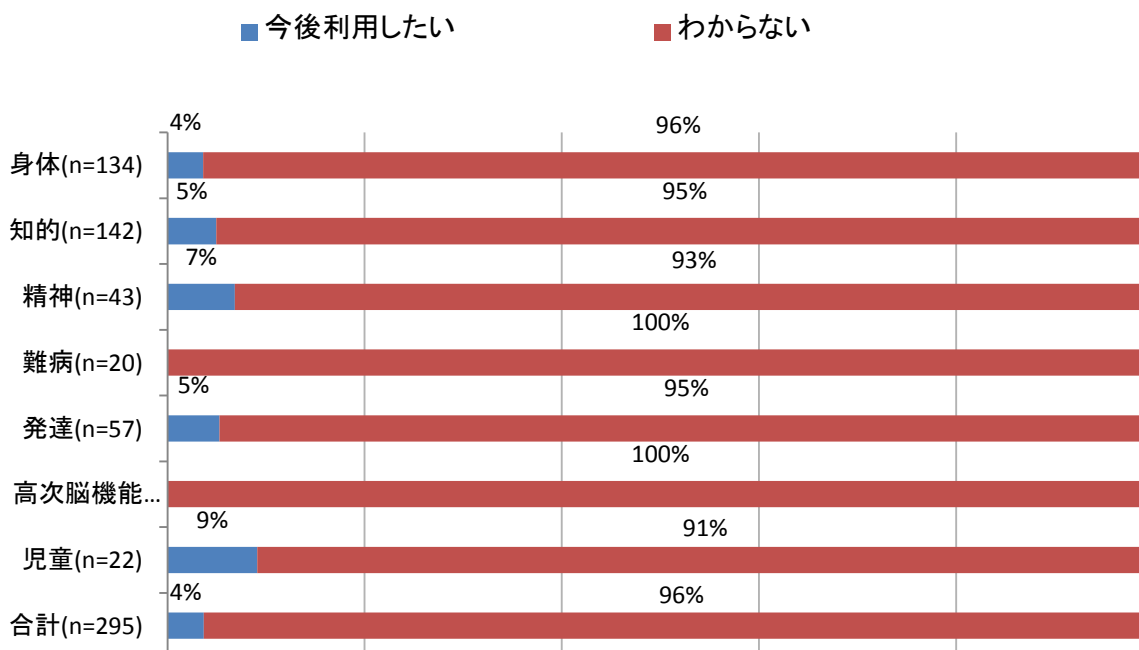
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

⑳医療型児童発達支援



問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

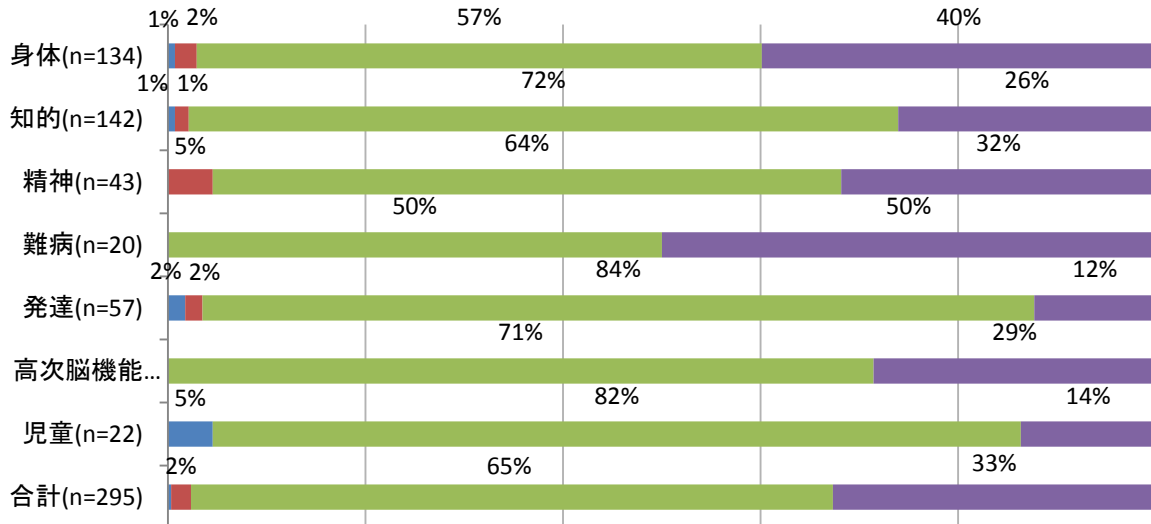
㉑居宅訪問型児童発達支援【今後始まる新しいサービスです】



問31 あなたは次のサービスを利用していますか。
また、今後利用したいと考えますか。

⑳福祉型児童入所支援

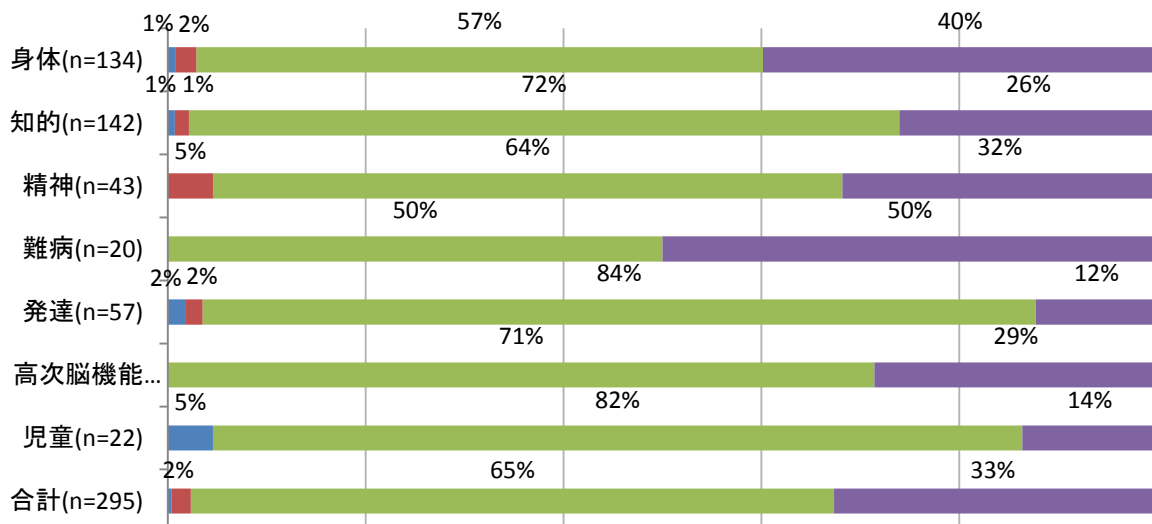
■ 利用している ■ 今後利用したい ■ 利用していない ■ 未回答



問31 あなたは次のサービスを利用していますか。ま
た、今後利用したいと考えますか。

㉑医療型児童入所支援

■ 利用している ■ 今後利用したい ■ 利用していない ■ 未回答



問32 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
家族や親せき	97	38	65	25	22	22	15	47	37	31	3	30	18	36	257	31
友人・知人	35	14	25	10	11	11	2	6	13	11	0	0	6	12	92	11
近所の人	7	3	4	2	5	5	0	0	2	2	0	0	1	2	19	2
職場の上司や同僚	8	3	8	3	3	3	0	0	5	4	0	0	0	0	24	3
施設の指導員など	22	9	78	30	14	14	0	0	25	21	3	30	2	4	144	17
ホームヘルパーなど サービス事業所の人	8	3	14	5	6	6	2	6	3	3	0	0	1	2	34	4
障がい者団体や家族会	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0
かかりつけの医師や 看護師	36	14	18	7	19	19	5	16	10	8	1	10	5	10	94	11
病院のソーシャルワーカーや 介護保険のケアマネジャー	11	4	1	0	5	5	3	9	0	0	0	0	0	0	20	2
民生委員・児童委員	2	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1
通園施設や保育所、 幼稚園、学校の先生	3	1	13	5	2	2	0	0	10	8	0	0	11	22	39	5
相談支援事業所などの 民間の相談窓口	4	2	9	3	6	6	0	0	3	3	1	10	2	4	25	3
行政機関の相談窓口	9	4	8	3	4	4	2	6	4	3	1	10	1	2	29	3
その他	7	3	6	2	1	1	2	6	3	3	0	0	0	0	19	2
未回答	8	3	10	4	1	1	1	3	3	3	1	10	3	6	27	3
合計	257	100	262	100	100	100	32	100	119	100	10	100	50	100	830	100

その他回答・・・「福祉センターの人」、「グループホーム職員」、
「カウンセラー」、「相談できずにかかえこんでいる」等

悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」が全体では31%と最も高くなっていますが、知的障がいのある人は「施設の指導員など」が30%と最も高い割合を占めております。

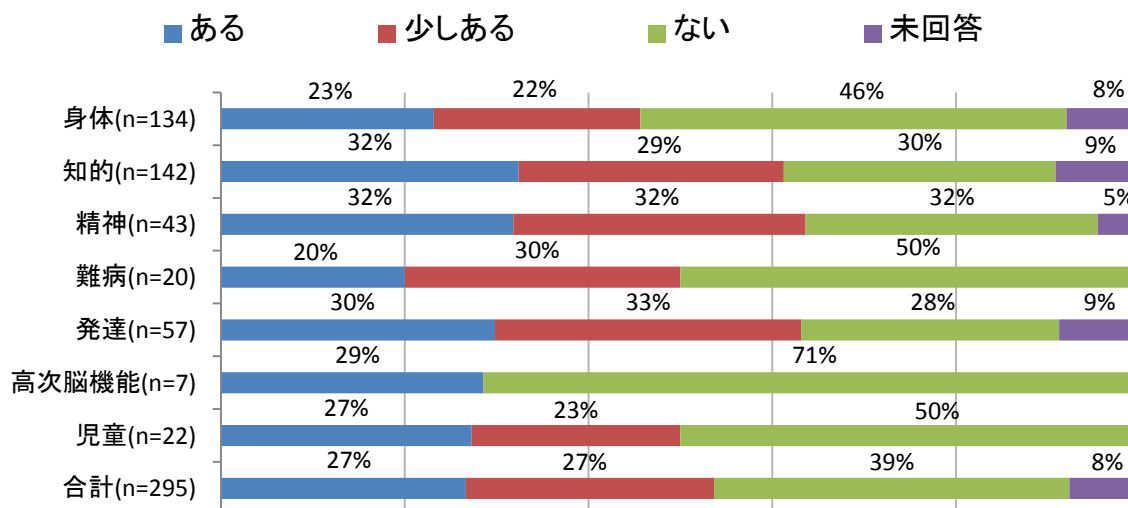
問33 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	53	21	32	14	14	16	8	20	16	15	4	36	5	10	132	17
市役所などが発行する広報誌	40	16	17	7	10	11	6	15	7	7	2	18	3	6	85	11
インターネット	13	5	4	2	8	9	2	5	5	5	0	0	5	10	37	5
家族や親せき、友人、知人	27	11	28	12	9	10	5	13	12	11	0	0	8	17	89	11
サービス事業所の人や施設職員	31	12	68	29	12	14	3	8	27	26	2	18	9	19	152	19
障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	3	1	4	2	0	0	0	0	3	3	0	0	1	2	11	1
かかりつけの医師や看護師	34	13	13	5	16	18	9	23	6	6	1	9	3	6	82	10
病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	12	5	3	1	5	6	3	8	1	1	0	0	0	0	24	3
民生委員・児童委員	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	4	2	19	8	3	3	0	0	13	12	0	0	10	21	49	6
相談支援事業所等の民間の相談窓口	4	2	10	4	3	3	0	0	2	2	1	9	1	2	21	3
市役所などの相談窓口	13	5	8	3	2	2	1	3	4	4	0	0	1	2	29	4
その他	7	3	10	4	2	2	1	3	2	2	0	0	0	0	22	3
未回答	12	5	20	8	3	3	2	5	7	7	1	9	2	4	47	6
合計	254	100	237	100	87	100	40	100	105	100	11	100	48	100	782	100

その他回答・・・「難病連」等

障がいや福祉サービスの主な情報源について、全体では「サービス事業所の人や施設職員」が19%と最も高くなっていますが、身体障がいのある人は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が21%と最も高い割合を占めています。

問34 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。



障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、「ある」もしくは「少しある」が全体で54%に対し、知的障がいのある人、精神障がいのある人は約6割と高い割合を占めています。

問35 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

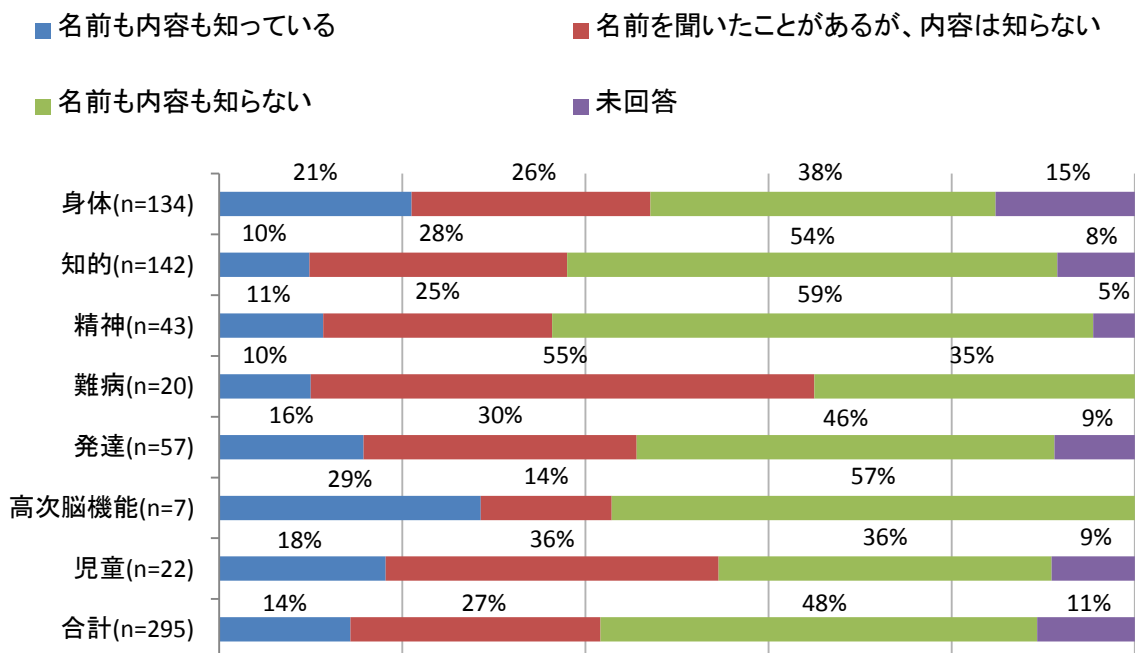
問34で「ある」又は「少しある」と答えた方が回答

項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
学校・仕事場	18	17	40	29	12	22	1	5	19	32	0	0	6	24	96	23
仕事を探すとき	8	7	2	1	10	18	8	36	0	0	0	0	0	0	28	7
外出先	33	30	37	27	10	18	6	27	19	32	1	50	6	24	112	27
余暇を楽しむとき	16	15	15	11	9	16	1	5	7	12	0	0	4	16	52	13
病院などの医療機関	16	15	19	14	4	7	3	14	7	12	0	0	2	8	51	12
住んでいる地域	10	9	14	10	4	7	2	9	6	10	0	0	4	16	40	10
自宅	3	3	3	2	3	5	1	5	0	0	1	50	1	4	12	3
その他	1	1	6	4	3	5	0	0	1	2	0	0	1	4	12	3
未回答	4	4	3	2	0	0	0	0	1	2	0	0	1	4	9	2
合計	109	100	139	100	55	100	22	100	60	100	2	100	25	100	412	100

その他回答・・・「インターネットやLINE上で」、「保育所」、「同じグループホームの人」等

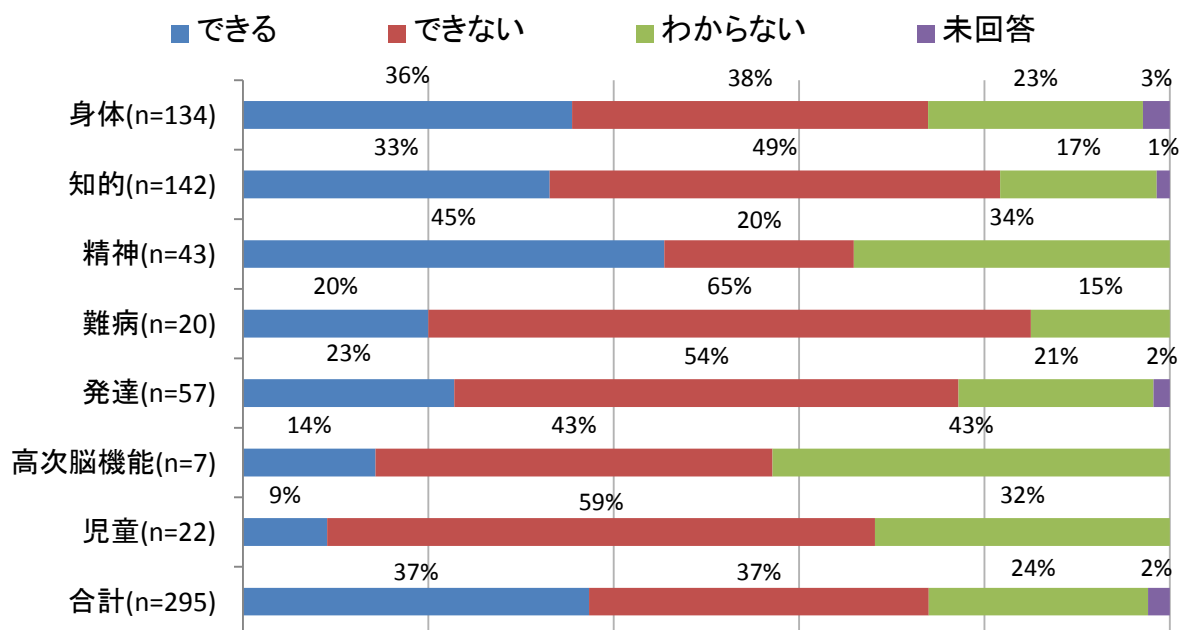
差別や嫌な思いをした場所については、全体では「外出先」が27%と最も高くなっていますが、知的障がいのある人、発達障がいのある人は「学校・仕事場」が最も高く、約3割を占めています。

問36 成年後見制度についてご存じですか。



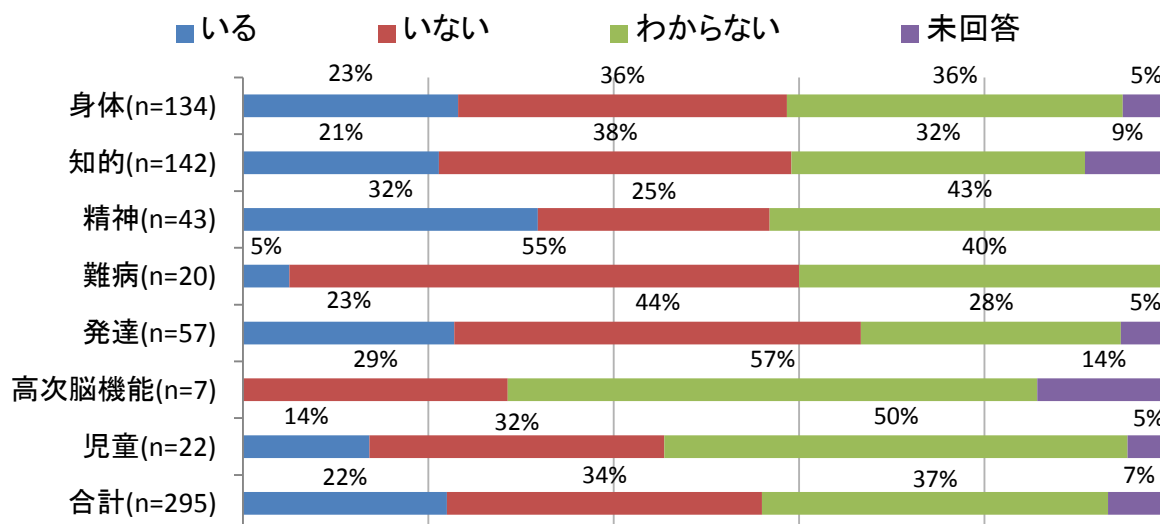
成年後見制度については、「名前も内容も知っている」は高次脳機能障がいのある人が29%、身体障がいのある人が21%を占め、「名前も内容知らない」は精神障がいのある人が59%と高い割合を示しています。

問37 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。



災害時に一人で避難できるかについては、「できない」は難病の認定を受けている人が65%と高い割合を占めています。

問38 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、 近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。



近所に助けてくれる人がいるかについては、「いない」は難病の認定を受けている人が55%と最も高く、次いで発達障がいのある人が44%となっています。

問39 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

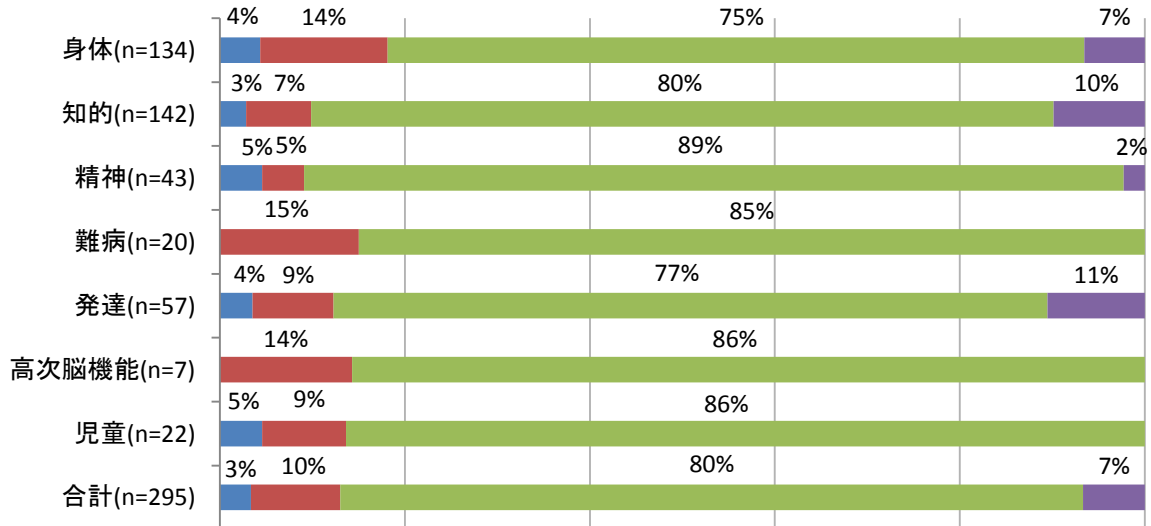
項目	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
投薬や治療が受けられない	61	17	50	13	30	27	12	20	23	12	3	13	3	4	182	15
補装具の使用が困難になる	13	4	6	2	0	0	2	3	5	3	1	4	2	3	29	2
補装具や日常生活用具の 入手ができなくなる	16	4	9	2	1	1	3	5	6	3	1	4	3	4	39	3
救助を求めることができない	35	10	47	12	8	7	7	11	25	13	2	9	8	11	132	11
安全なところまで、迅速に 避難することができない	69	19	73	19	13	12	15	25	33	17	3	13	12	17	218	18
被害状況、避難場所などの 情報が入手できない	34	9	54	14	8	7	7	11	28	14	3	13	11	16	145	12
周囲とのコミュニケーションが とれない	29	8	62	16	18	16	3	5	37	19	4	17	12	17	165	13
避難場所の設備(トイレ等)や 生活環境が不安	71	19	62	16	28	25	11	18	29	15	2	9	11	16	214	17
その他	7	2	9	2	5	4	1	2	4	2	2	9	3	4	31	3
特になし	18	5	10	3	2	2	0	0	4	2	2	9	4	6	40	3
未回答	12	3	12	3	0	0	0	0	5	3	0	0	1	1	30	2
合計	365	100	394	100	113	100	61	100	199	100	23	100	70	100	1225	100

その他回答…「寝不足」、「食べ物のアレルギー」「食べられる物が限られている」
「自分の思いを伝えることができない」「過敏なので何にパニックを起こすか不安」
「災害状況を瞬時に把握できるか不安」等

災害時に困ることについては、全体では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が18%と最も高い割合ですが、精神障がいのある人は「投薬や治療が受けられない」が27%と最も高くなっています。

問40 避難行動要支援者制度について ご存じですか。

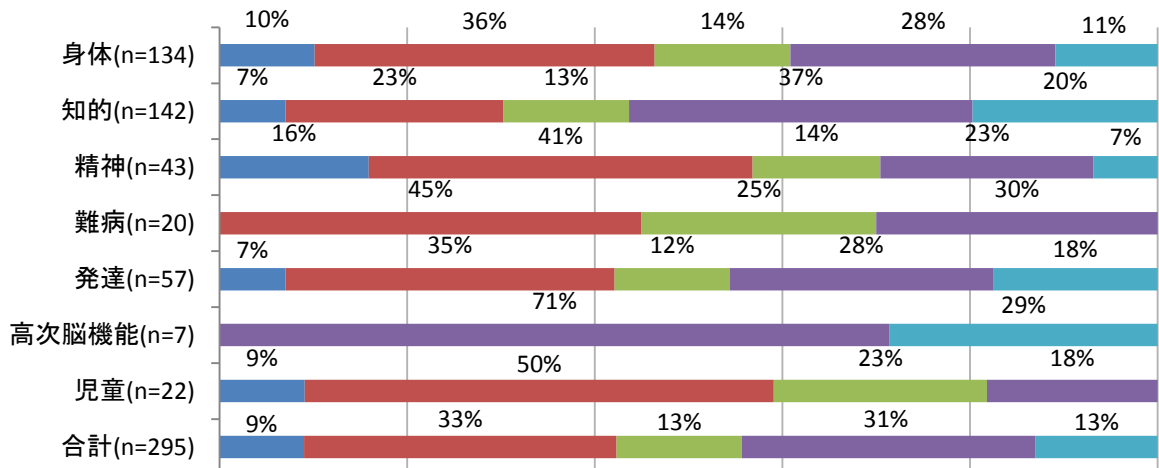
- 名前も内容も知っている
- 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知らない
- 未回答



避難行動要支援者制度については、「名前も内容も知らない」が全体で80%と高い割合を示しています。特に、精神障がいのある人が89%と高い割合を占めています。

問41 あなたは、砂川市内公共施設のバリアフリーに 満足していますか。

- 満足している
- どちらともいえない
- 不満
- わからない
- 未回答



砂川市内公共施設のバリアフリーについて、「不満」は難病の認定を受けている人が25%、障がいのある子どもが23%となっています。

アンケート自由記載欄まとめ

実際に記載していただいた内容を、趣旨を損なわない範囲で要約している場合があります。

・福祉サービスに関すること

内容
・市役所に専門の詳しい人が居て欲しいです。他で相談したところ、砂川市は福祉に積極的ではなく優しくないので、引越しを薦められた。
・障がいのある子や大人すべての人が暮らしやすい不安のない社会をつくってほしい。
・障害者になれない難病の人に対する行政の取り組みが見えない。福祉サービスがどんなものがあるのかもわからない。
・てんかん発作がいつくるかわからなく、バスも不安なときがあり、タクシー券を出してほしい。
・だんだん年齢が進むにつれてこの先が心配。1人暮らしで子どもたちとは離れて暮らしているので心配。年金生活でお金も足りない。福祉にお世話になるのかもしれない。
・公共交通機関の利用への割引、または交通費援助があれば嬉しい。
・砂川市では障害福祉サービスや行政をどう考えているのかわからないが、いつまでも家族と一緒にいたい。
・現場に合ったサービスをしてほしい。決まったことばかりで現実と合わない。
・いつまでも変わらぬやさしいサービスを障害者・児に提供し続けてほしい。
・これから年齢を重ねて、いろいろ健康面の変化など出てくると思う。その都度、1番ふさわしい方法を教えていただき、助けていただきながら過ごしていきたい。
・外出、買い物いっしょにしてほしい。
・認定された障害以外の症状を持っているので、配慮してほしい。

・公共施設等に関すること

内容
・駅の階段の昇り降りがつらくエレベーターの取り付けを希望する。砂川駅が嫌で美唄の駅まで行った事が数回ある。
・市役所の階段が足の悪い人にとっては大変です。
・新しい庁舎が楽しみ。
・砂川市内に長期療養が可能な病院を作ってほしい。
・出かけたくてもバスの段差が高くてできない。

・障がいのある人に対する理解や差別・偏見に関すること

内容
・障害年金を3級の人でも支給してもらいたい。障害者にとっては3級だけ支給されないのは、差別に近いものがある。
・タクシーの運転手のサービスが悪く、いやな思いを何回もしている。
・精神障害者は他の障害と比べて軽視されることが多く、特に経済的に困っている。経済的な支援策や働ける場の提供をお願いしたい。

・制度の周知や相談窓口に関すること

内容
・いろいろな情報がわかると選択肢が広がると思う。
・わからない事が多く、どんなサービスが利用出来るのか、どこに行けばいいのかわからずにいる。現時点では、今のままでも問題ないが、これからは思うと知っておかなければと思う。
・福祉サービスについて、あまり周知されていない。

「障害」と「障がい」の表記の違いについて

この計画において、「障害」という言葉の表記については、法令等の名称、法令等に基づく固有名称、市の条例・規則・要綱等については、「害」と漢字により表記し、文章等の表記については「がい」とひらがなにより表記しています。

また、「障害者」の表記については、原則としてひらがなにより「障がいのある人」と表記しています。文章等の内容や前後の文脈から「障がいのある人」と表記することがバランスを欠くような場合には、「障がい者」のように「害」をひらがなにより表記しています。

第5期 砂川市障害福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

発行 平成30年3月

発行者 砂川市（社会福祉課）

〒073-0195

砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL (0125) 54-2121

FAX (0125) 55-2301